

少年非行白書

平成23年版

～規範意識醸成への連携～

本書に使用した用語の説明

非行少年等の種別

- 非行少年・・・犯罪少年、触法少年及び<犯少年をいう。
 - 犯罪少年・・・犯罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
 - 触法少年・・・犯罪に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。
 - <犯少年・・・保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- 不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の特性を害する行為をしている少年をいう。

刑法犯少年

- 本書では、犯罪少年及び触法少年のうち「刑法」に規定する犯罪を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年をいう。
ただし、交通事故による業務上過失致死（傷）罪及び危険運転致死（傷）罪、自動車運転過失致死（傷）罪を除く。
- 刑法犯の罪種別分類
 - 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦
 - 粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
 - 窃盗犯・・・窃盗（ひったくり、万引き、オートバイ盗、自転車盗等）
 - 知能犯・・・詐欺、横領、偽造
 - 風俗犯・・・賭博、わいせつ（強制、公然等）

街頭犯罪

- 路上強盗、ひったくり、自動販売機ねらい、オートバイ盗及び自転車盗の5罪種をいう。

初発型非行

- 万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領をいう。

福祉犯罪

- 少年の福祉と保護を目的とした各種特別法・条例等に違反する犯罪をいう。

被害少年

- 少年の健全な育成を阻害する福祉犯罪により被害を受けた少年をいう。

※統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため総計が必ずしも100.0にならない場合があります。

発刊に寄せて



埼玉県警察本部長
横山 雅之

埼玉県の将来を担う少年を心身ともに健やかに育てていくことは、私たち大人の重大な責任であり使命であります。

県内の少年非行情勢は、刑法犯で検挙・補導された少年が平成16年をピークとして減少傾向にある中、再非行少年の割合が3割を超えて増加傾向にあり、少年の健全育成上の重要な課題となっています。また、学職別の検挙・補導状況についてみると、6年連続で中学生の割合が高校生を上回るなどの低年齢化が顕著となっています。

県警察では、少年非行防止対策の一環として、非行を繰り返す少年やその家族から支援を求められるのを待つのではなく、警察から積極的に手を差し伸べて、社会から孤立しないよう少年の立ち直りを支援する活動について、組織を挙げて取り組んでいるところであります。

一方で、本来、子どもを守る立場の保護者等から被害を受ける児童虐待や、出会い系サイト等を通じて、少年を児童買春・児童ポルノ等の犯罪に巻き込む卑劣な事件が後を絶ちません。

少年を非行に走らせず、また被害から守るためには「地域の子どもは、地域で守り育てる」ことを基本に、地域社会が一体となり規範意識の向上と絆の強化に取り組むことが重要です。

県民の皆様方には、この白書によって少年非行の現状をより御理解いただき、地域や家庭などで少年非行について考える一助として御活用いただければ幸いです。

今後とも少年非行防止活動に更なる御支援、御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成23年7月

目次

I 県内治安と少年犯罪

1	少年非行の推移	1
2	県内の少年非行情勢	2
(1)	刑法犯少年	2
(2)	凶悪犯	5
(3)	街頭犯罪（5罪種）	6
(4)	初発型非行	7
(5)	万引き	8
(6)	触法少年	9
3	少年非行の特徴	11
(1)	低年齢化	11
(2)	集団化	12
(3)	再非行化	12
4	犯罪につながる問題行動	13
(1)	不良行為	13
(2)	喫煙	14
(3)	不健全性的行為	15
(4)	たまり場	15
5	市町村別にみる少年犯罪	16
(1)	居住地別検挙状況	16
(2)	居住地別逮捕状況	18

II 少年の福祉を害する犯罪

1	少年の福祉を害する犯罪	19
(1)	検挙状況	19
(2)	児童ポルノ事犯	20
2	被害少年	20
(1)	福祉犯被害少年	20
(2)	出会い系サイト等に関係した犯罪の検挙状況	21
3	児童虐待	22
4	少年の薬物乱用	23
5	子どもに対する声かけ事案	23

Ⅲ 総合的な少年非行防止対策の推進

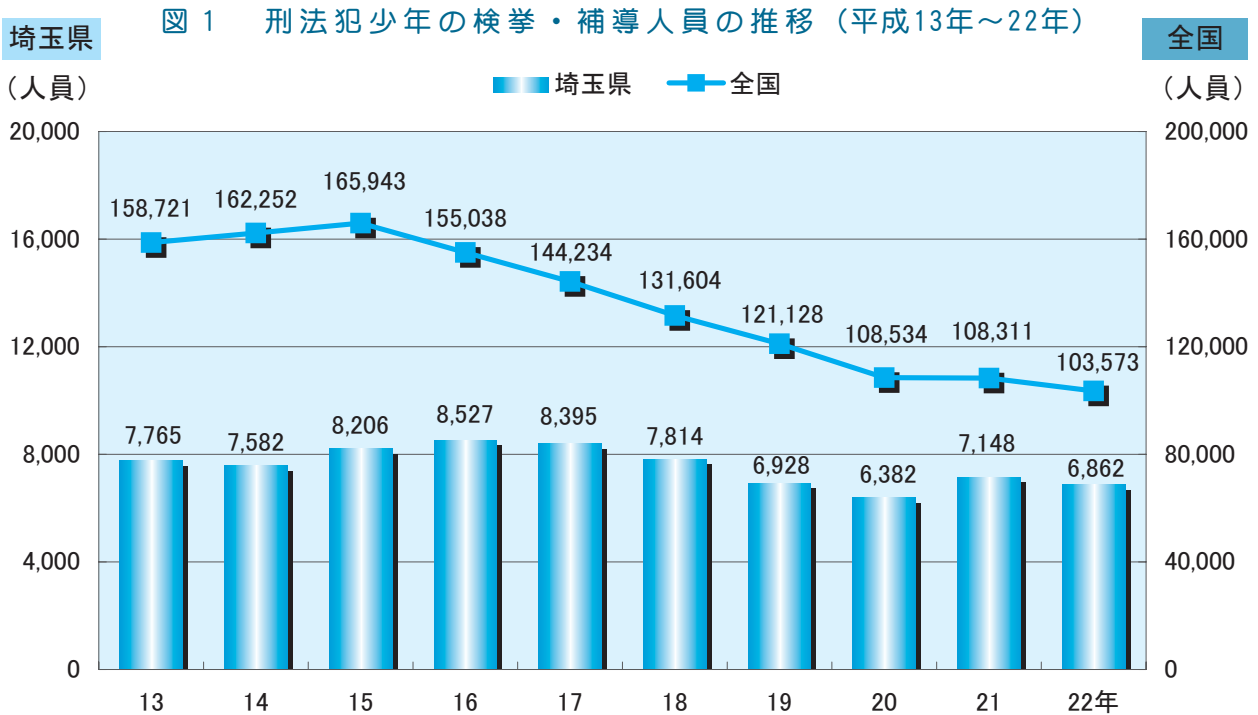
1	少年相談活動	24
2	街頭補導活動	25
3	規範意識を醸成する活動	25
(1)	非行防止教室	25
(2)	社会参加・立ち直り支援活動	25
(3)	スクール・サポーターの活動	26
(4)	少年非行防止学生ボランティア「ピアーズ」の活動	26
(5)	少年柔道剣道教室	27
4	非行少年を生まない社会づくりの推進	
(1)	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	27
(2)	少年の見守り活動	28
5	学校その他関係機関・団体との連携	
(1)	学校と警察との連携	28
(2)	少年指導委員	28
(3)	ボランティア・アカデミー	28
(4)	埼玉県販売防犯連絡協議会	29
(5)	埼玉県カラオケ業防犯協力会	29
(6)	埼玉県コンビニエンス・ストア防犯協議会	29

I 県内治安と少年犯罪

1 少年非行の推移

- 本県と全国の刑法犯少年（触法少年を含む。）の推移 図1

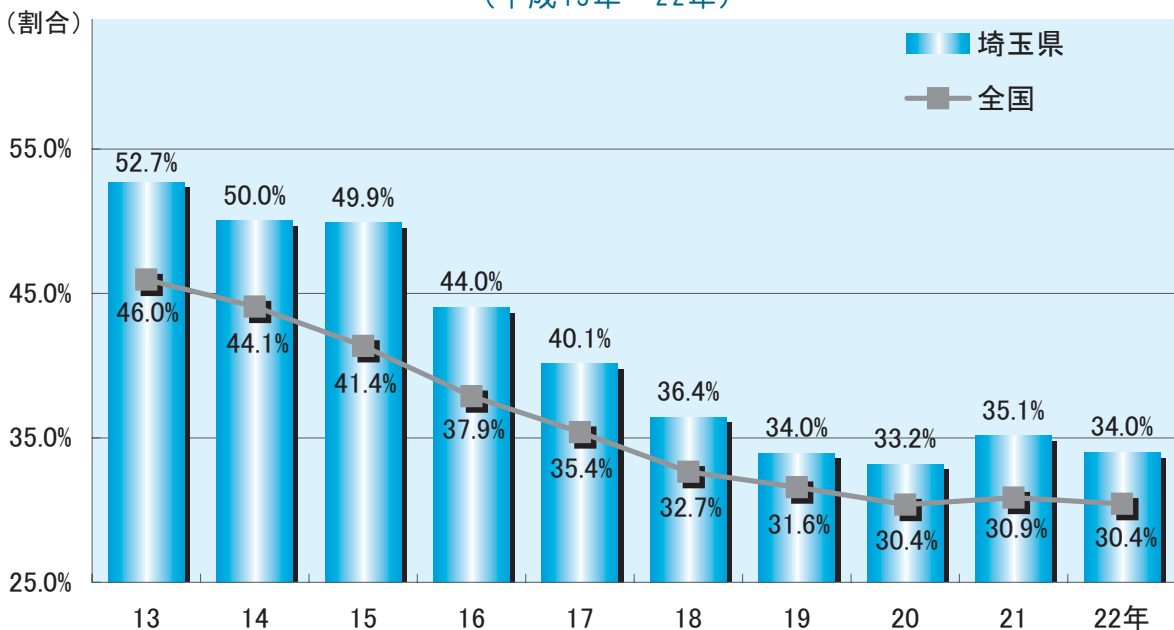
刑法犯少年のピークは、全国では平成15年、本県では平成16年でした。全国では刑法犯少年はピークの年から平成22年まで連続で減少しましたが、本県では平成21年増加に転じ、平成22年は僅かに減少しました。



- 本県と全国の刑法犯少年の割合の推移 図2

刑法犯で検挙された者に占める少年の割合は、全国的にも、本県においても減少傾向で推移していますが、本県は全国よりもその割合が常に高くなっています。

図2 成人を含む刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合の推移（平成13年～22年）

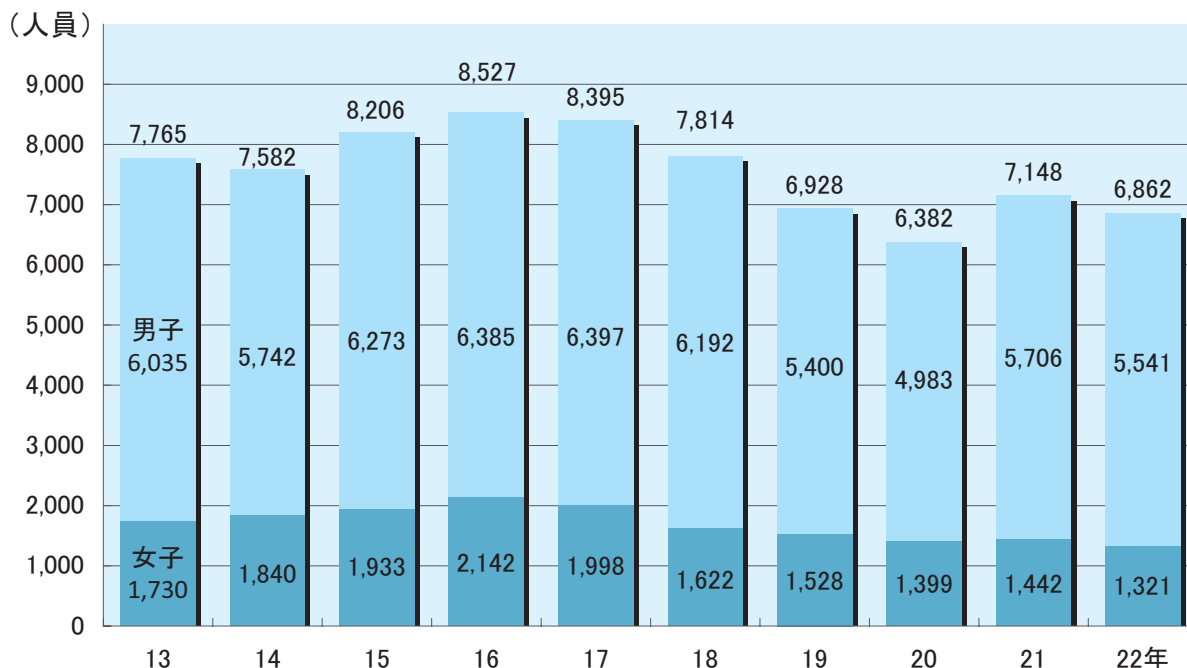


2 県内の少年非行情勢

(1) 刑法犯少年

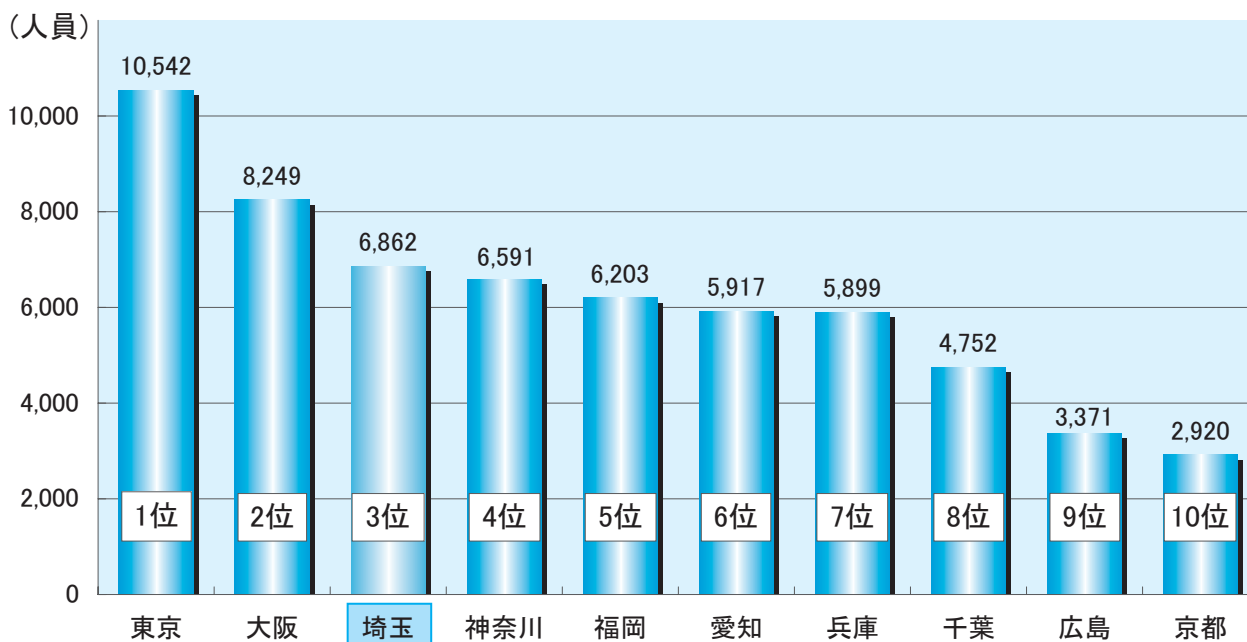
刑法犯で検挙・補導された少年は、平成22年は6,862人で、前年と比べ4.0%減少しました。男女別にみると、男子が5,541人（80.7%）、女子が1,321人（19.3%）となっています。 [図3](#)

図3 刑法犯少年の推移（平成13年～22年）



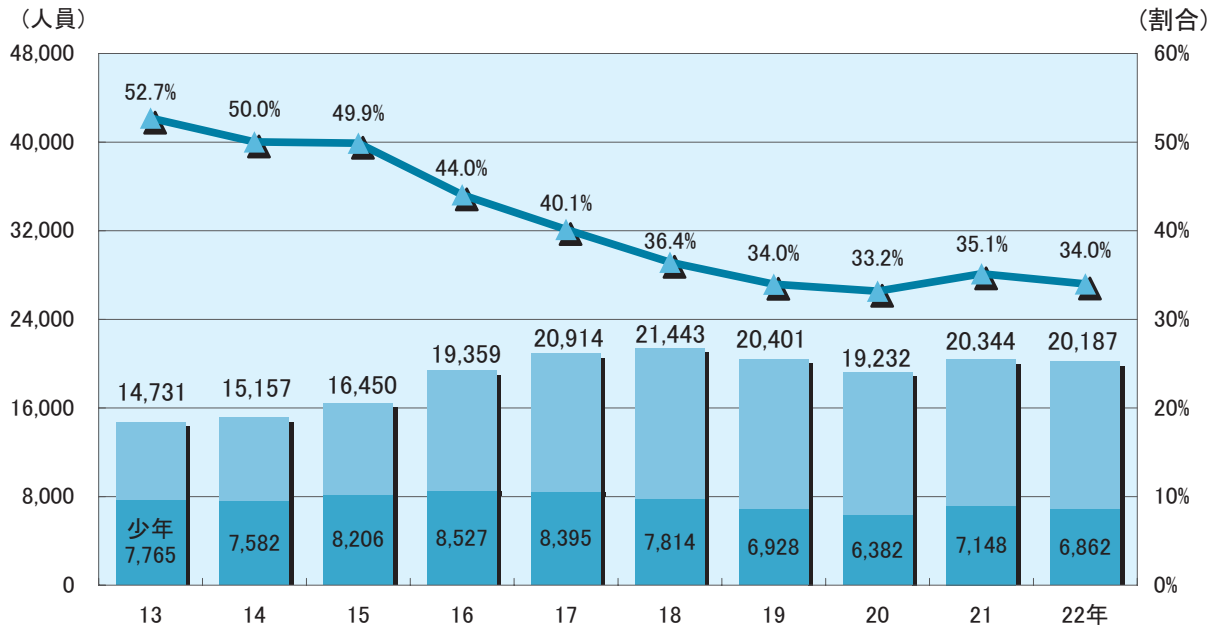
都道府県別では、東京、大阪に次いで埼玉は3番目に多い人員となりました。 [図4](#)

図4 都道府県別検挙・補導人員の順位（平成22年）



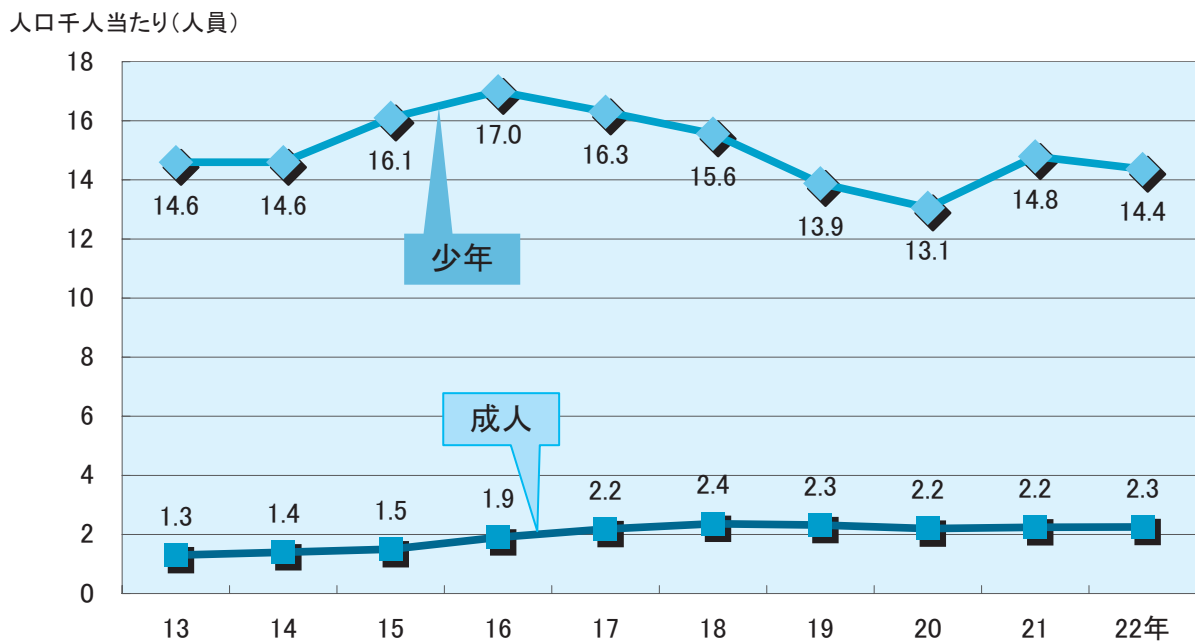
成人を含む刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合は、平成13年には、52.7%と全体の半数以上を占めていましたが、その後、減少傾向で推移し、平成22年は34.0%となっています。 [図5](#)

図5 刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合の推移
(平成13年～22年)



刑法犯少年と成人被疑者の人口1,000人当たりの検挙人員を比較すると、少年が成人の6.3倍となっています。 [図6](#)

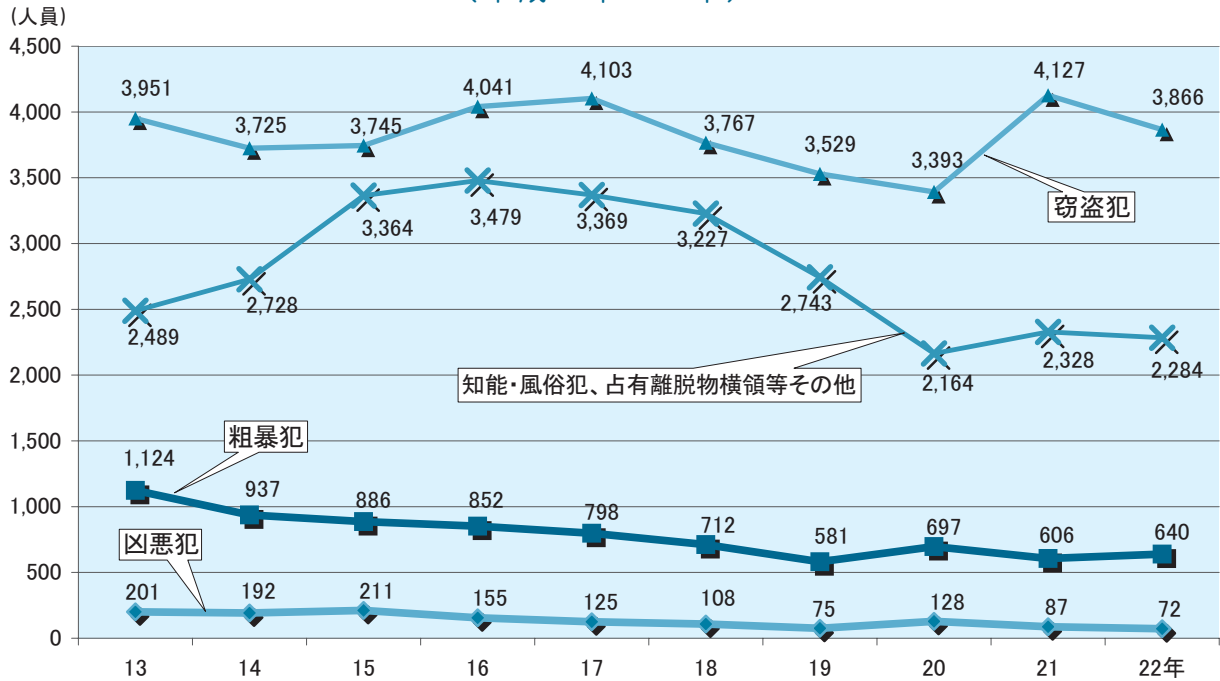
図6 刑法犯少年と成人被疑者の人口比の推移 (平成13年～22年)



注) 人口比とは、成人は20歳以上、少年は14歳から19歳の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

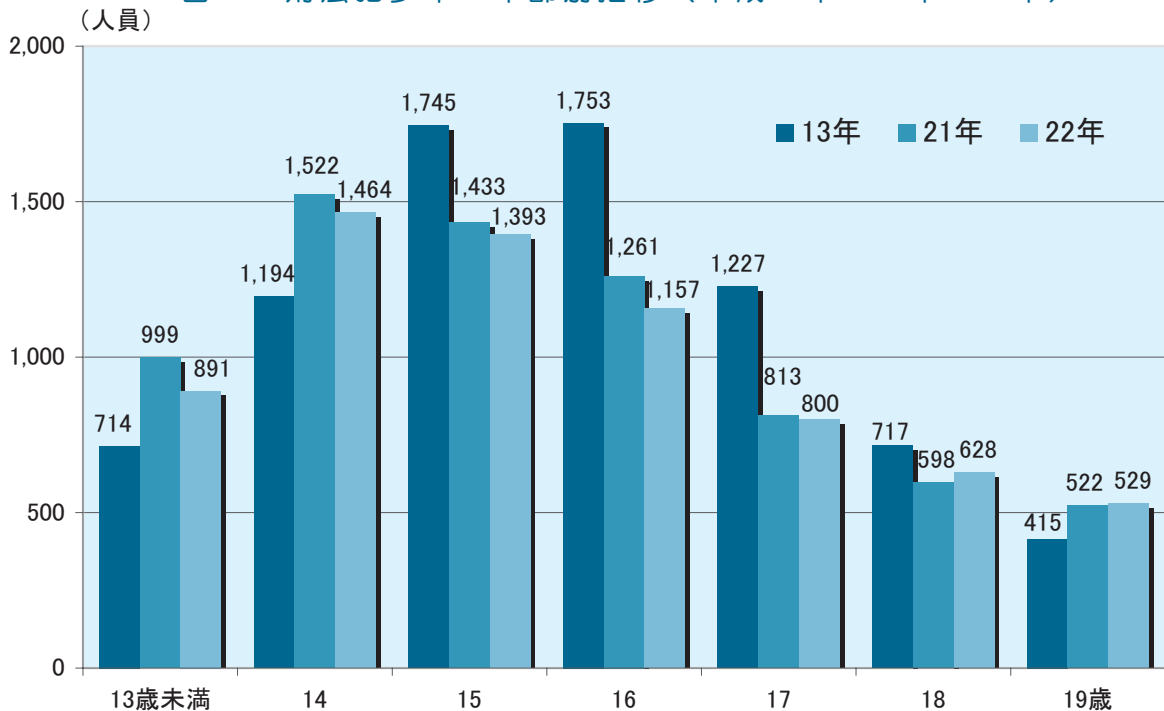
罪種別では、窃盗犯が最も多く、平成22年は、刑法犯少年の56.3%を占めています。10年前の平成13年と比較すると、いずれの罪種も減少していますが、特に凶悪犯は64.2%、粗暴犯は43.1%と減少しています。[図7]

図7 刑法犯少年罪種別推移
(平成13年～22年)



年齢別では、平成13年と比較すると、13歳未満が24.8%、14歳が22.6%、19歳が27.5%とそれぞれ増加しましたが、他の年齢については減少しています。[図8]

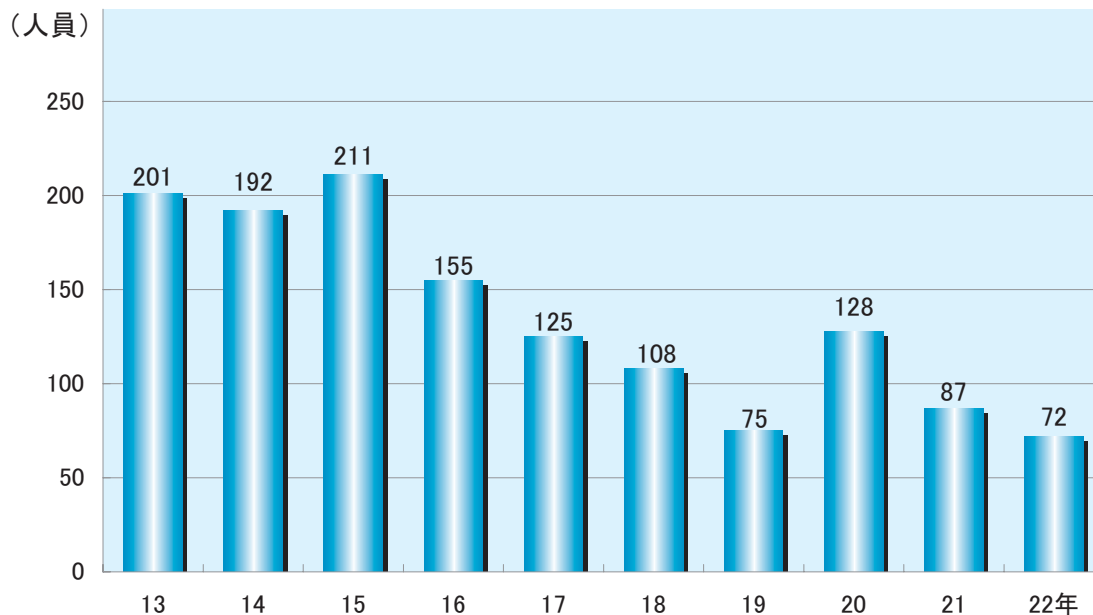
図8 刑法犯少年・年齢別推移 (平成13年・21年・22年)



(2) 凶悪犯

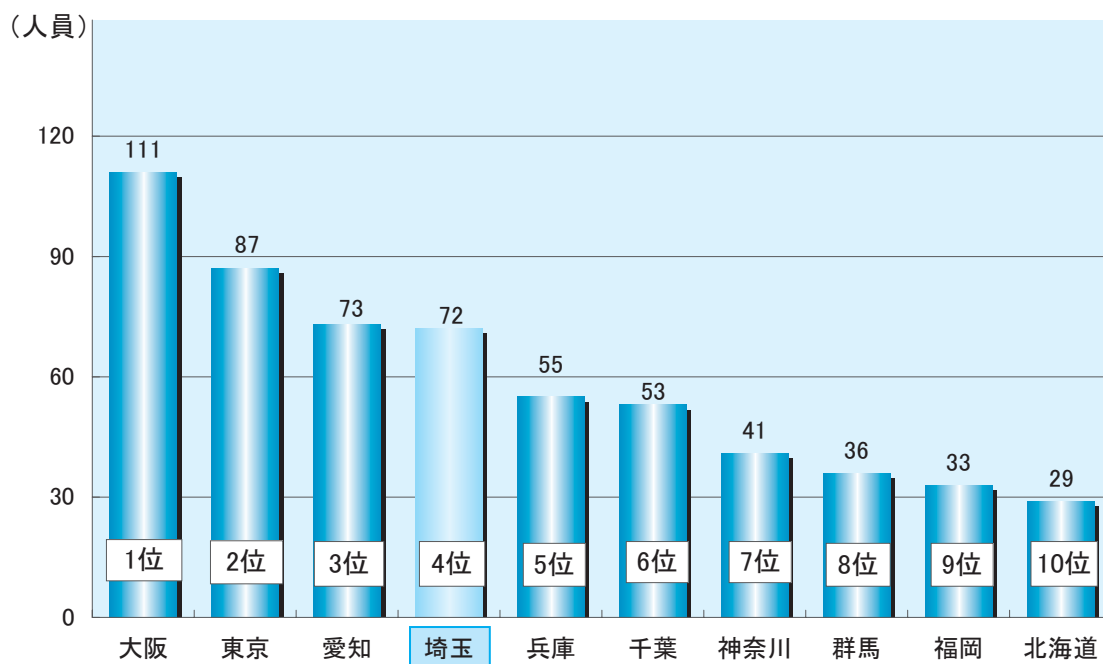
凶悪犯で検挙・補導された少年は、平成22年は72人で、前年と比べ14人（17.2%）減少しました。 [図9](#)

図9 凶悪犯の推移（平成13年～22年）



都道府県別では、大阪、東京、愛知に次いで4番目に多い人員となりました。 [図10](#)

図10 都道府県別検挙・補導人員の順位（平成22年）

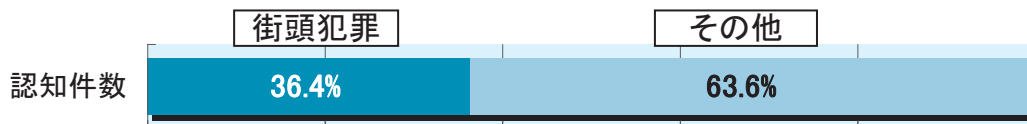


(3) 街頭犯罪（5罪種）

街頭犯罪は、県民の身近で発生する犯罪で、治安に与える影響が大きい犯罪といえます。

街頭犯罪の認知件数は、刑法犯認知件数の36.4%を占めています。[図11]

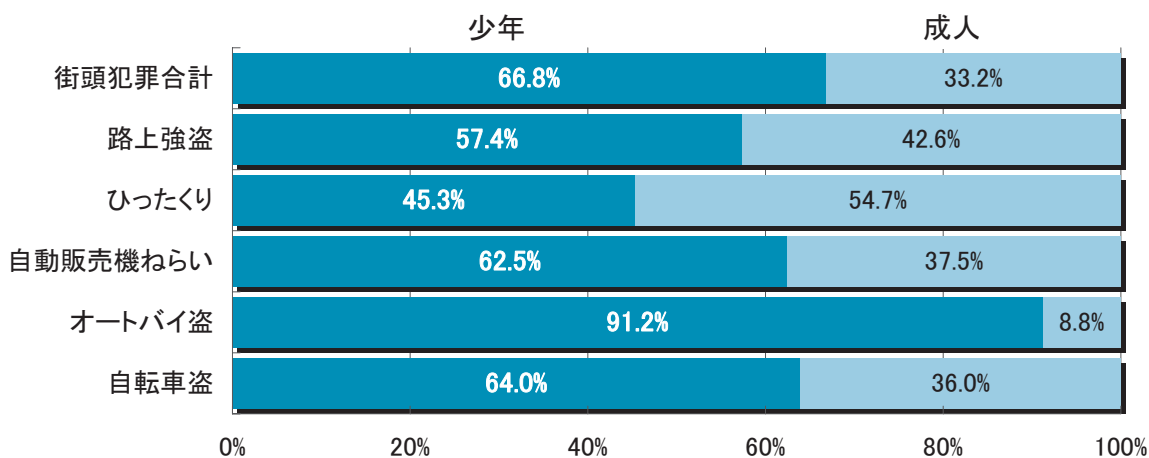
図11 刑法犯認知件数に占める街頭犯罪の割合（平成22年）



成人を含む街頭犯罪の検挙・補導人員の66.8%を少年が占めました。

[図12]

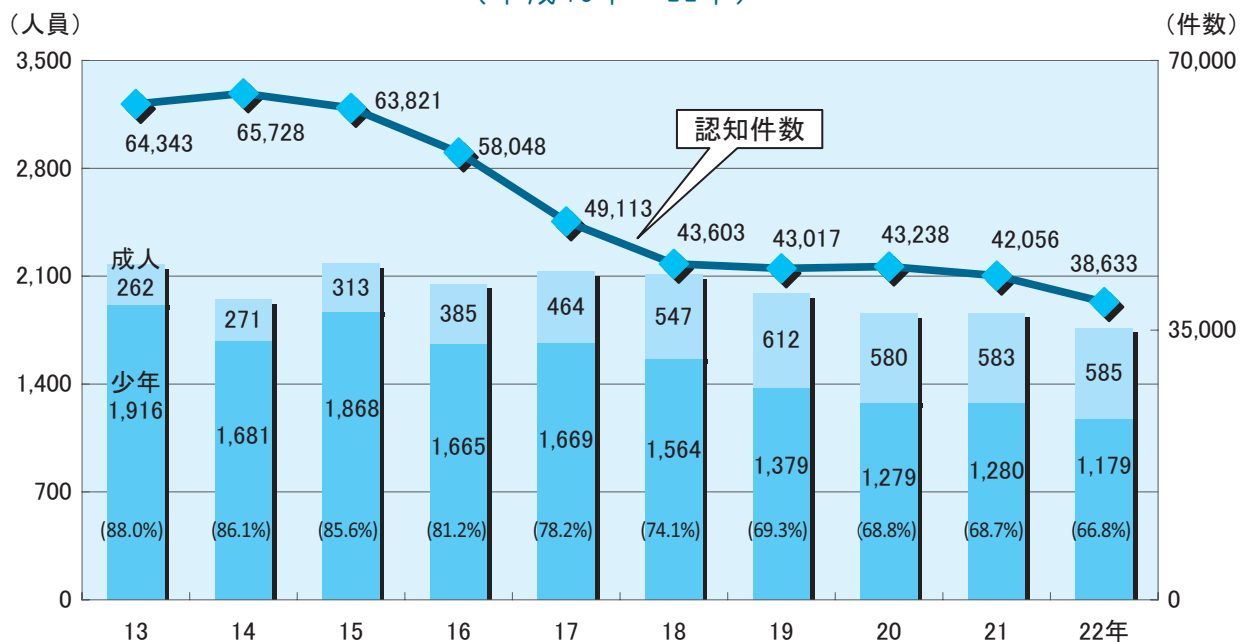
図12 街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（平成22年）



成人を含む街頭犯罪の検挙・補導人員に占める少年の割合は、平成15年以降は減少傾向で推移しており、平成22年は最も低い割合となりました。

[図13]

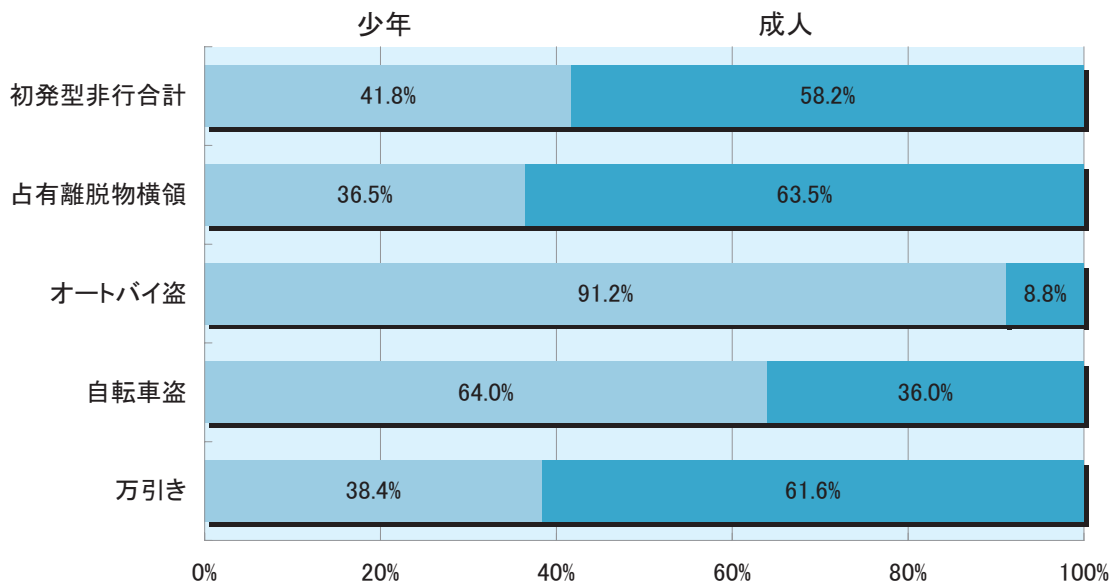
図13 街頭犯罪認知件数と検挙・補導人員に占める割合の推移（平成13年～22年）



(4) 初発型非行

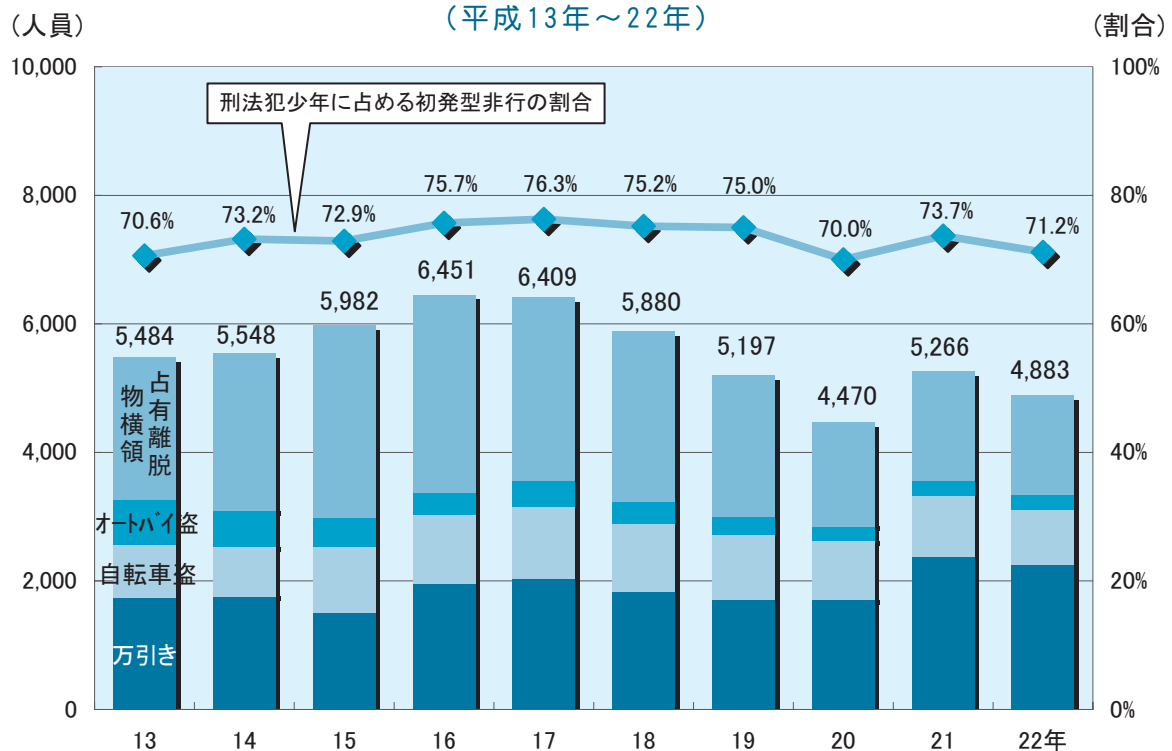
成人を含む初発型非行の検挙・補導人員に占める少年の割合は、41.8%となっています。特に、オートバイ盗（91.2%）及び自転車盗（64.0%）における少年の割合が高いことが特徴です。 [図14](#)

図14 初発型非行の検挙・補導人員に占める少年の割合（平成22年）



初発型非行で検挙・補導された少年の割合は、この10年間で推移し、平成22年は71.2%となっています。 [図15](#)

図15 初発型非行の検挙・補導人員と刑法犯少年に占める割合の推移（平成13年～22年）



(5) 万引き

万引きの認知件数は、この10年間で増加傾向を示しており、平成22年は平成13年の認知件数と比べて48.7%の増加となっています。

成人を含む万引きの検挙・補導人員の中で、少年は2,255人で、全体の38.4%を占めています。 [図16](#)

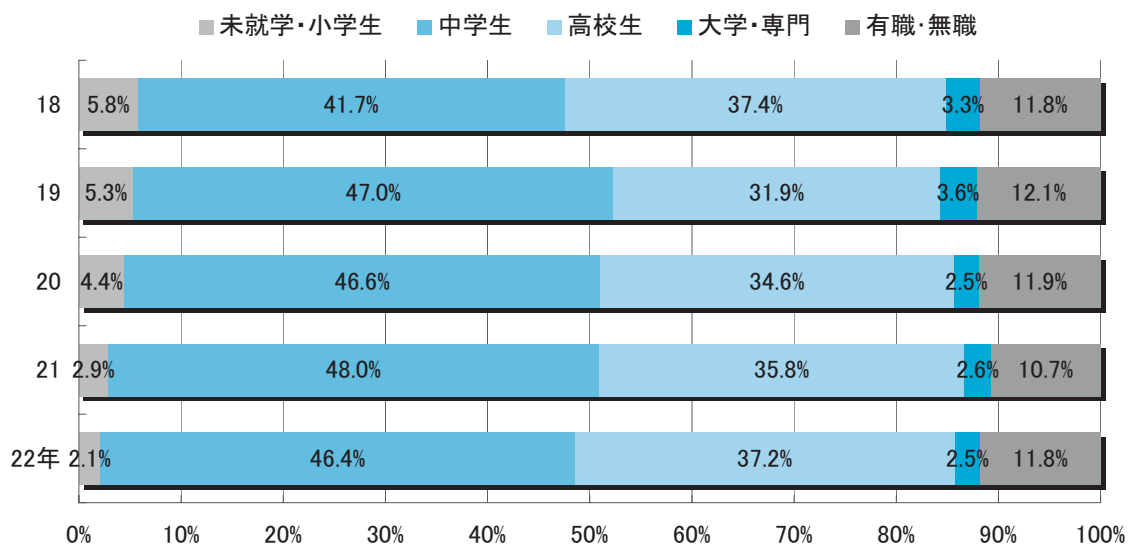
図16 万引きの認知件数と検挙・補導された人員の推移
(平成13年～22年)

(件数・人員)



万引きで検挙・補導された少年のうち、中学生と高校生が83.6%を占めました。 [図17](#)

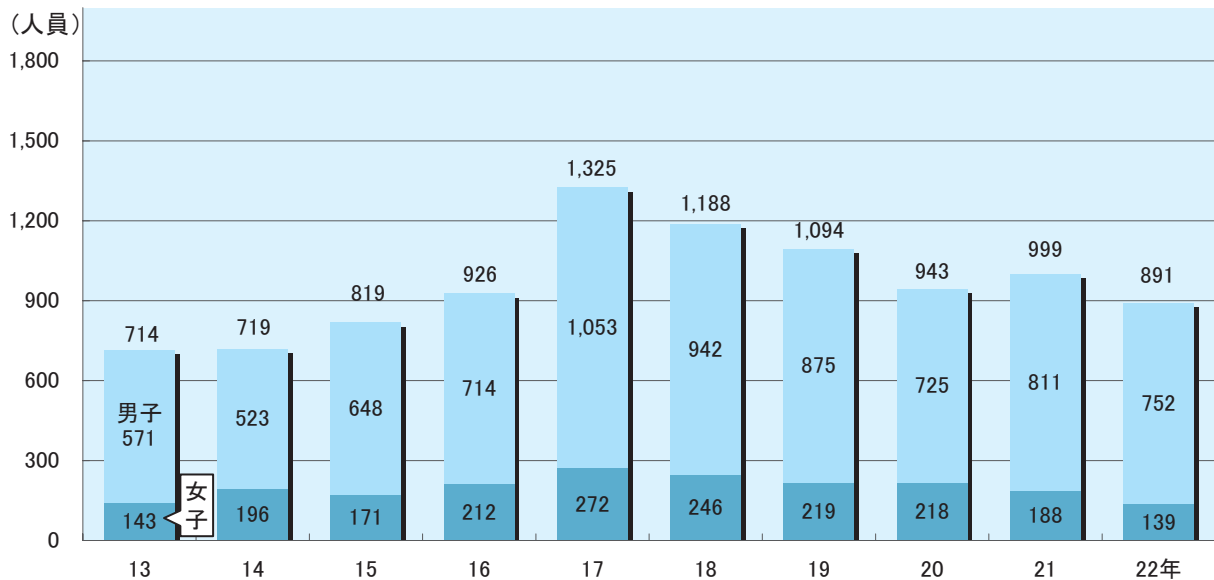
図17 万引きで検挙・補導された少年の学職別状況
(平成18年～22年)



(6) 触法少年

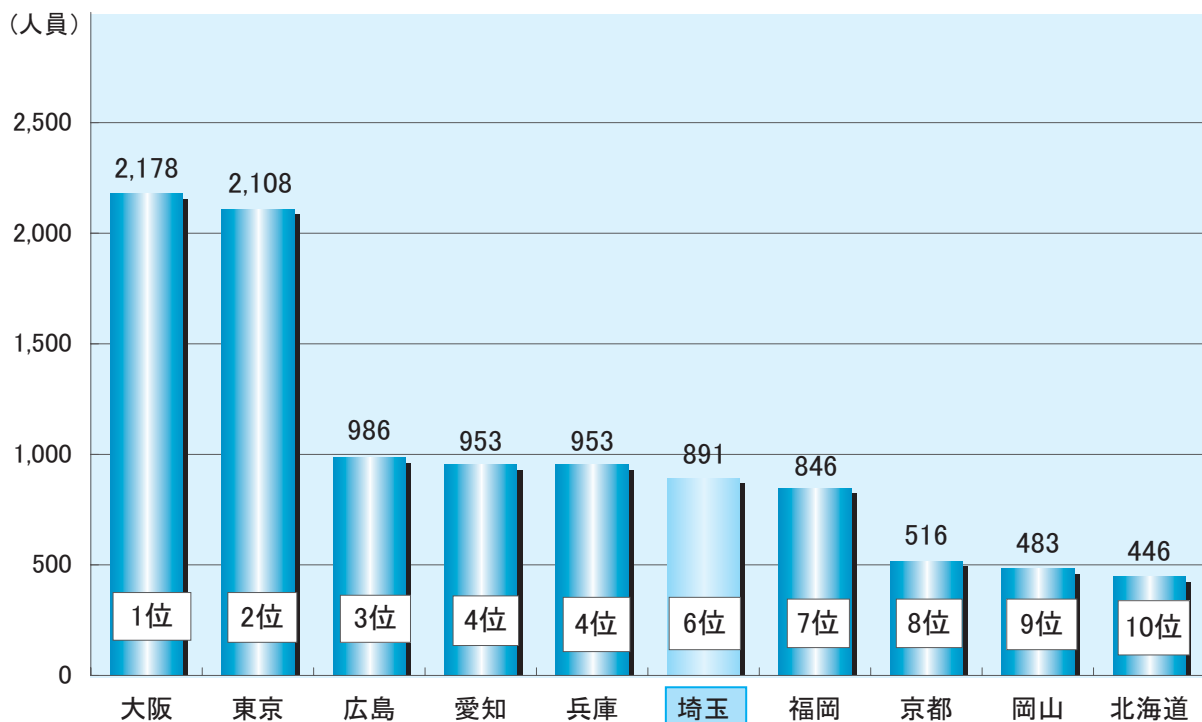
刑法に触れる行為をした14歳未満の触法少年は、平成22年は891人で、前年と比べて10.8%減少しました。また、男女別では男子752人（84.4%）女子139人（15.6%）となっています。[図18](#)

図18 触法少年の推移（平成13年～22年）



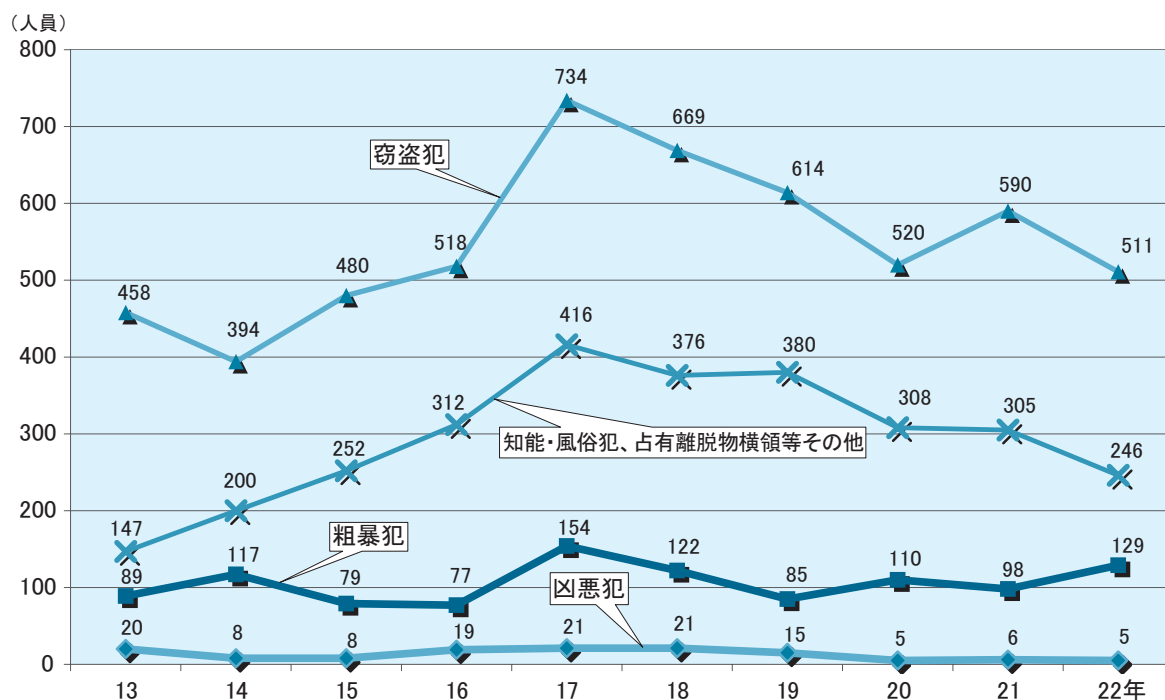
都道府県別では、大阪、東京、広島、愛知、兵庫に次いで6番目に多い人員となりました。[図19](#)

図19 都道府県別補導人員の順位（平成22年）



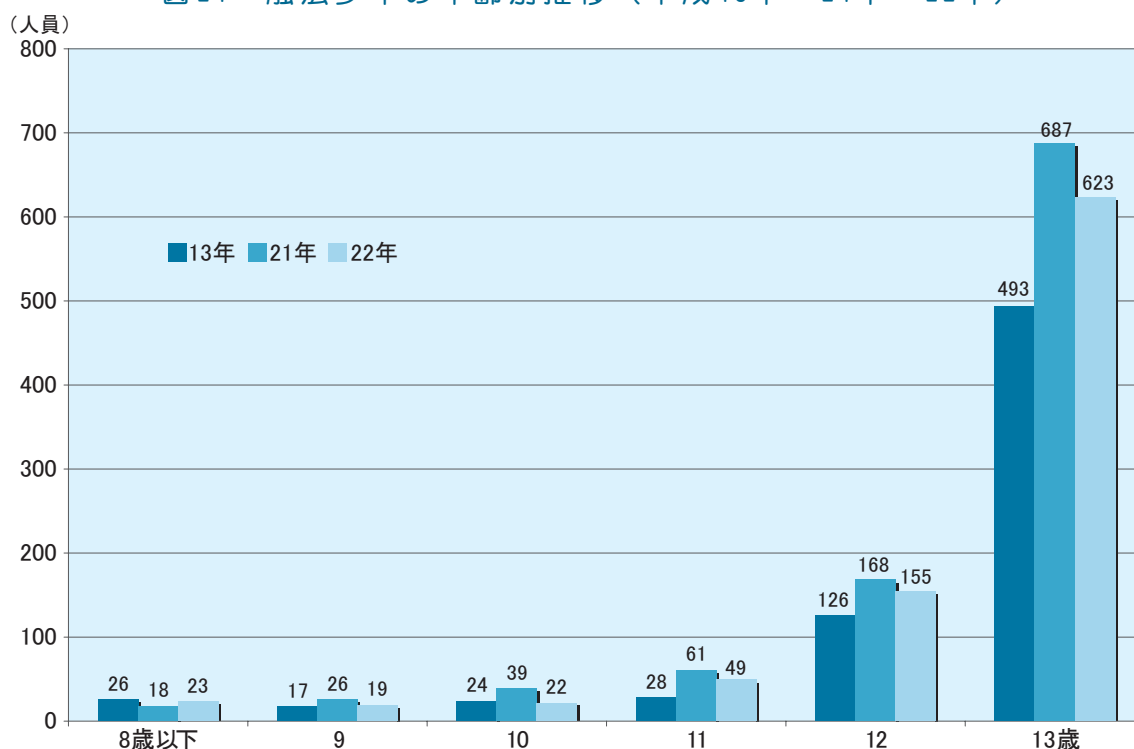
罪種別では、窃盗犯が最も多く、平成22年は補導人員全体の57.4%を占めています。平成13年と比較すると、凶悪犯は減少していますが、粗暴犯や窃盗犯等は増加しています。【図20】

図20 触法少年の罪種別推移（平成22年）



触法少年の年齢を見ると、平成22年は69.9%が13歳でした。【図21】

図21 触法少年の年齢別推移（平成13年・21年・22年）



3 少年非行の特徴

(1) 低年齢化

平成22年の刑法犯少年を、平成13年と比較すると

- ・ 中学生が367人（14.5％）増加
- ・ 中学生の構成比が9.6ポイント増加
- ・ 中学生の年齢に当たる13歳、14歳の人口比が増加しています。

【図22】 【図23】 【図24】

図22 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の変化（平成13年・22年）

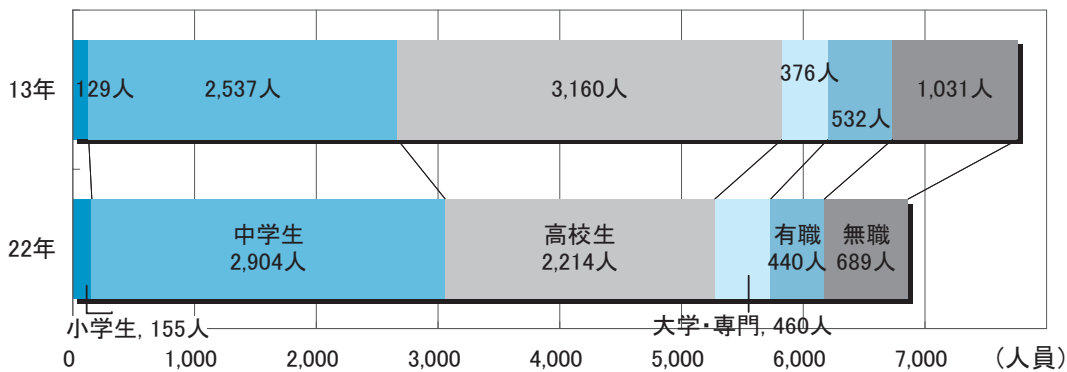


図23 刑法犯少年の学職別構成比の変化（平成13年・22年）

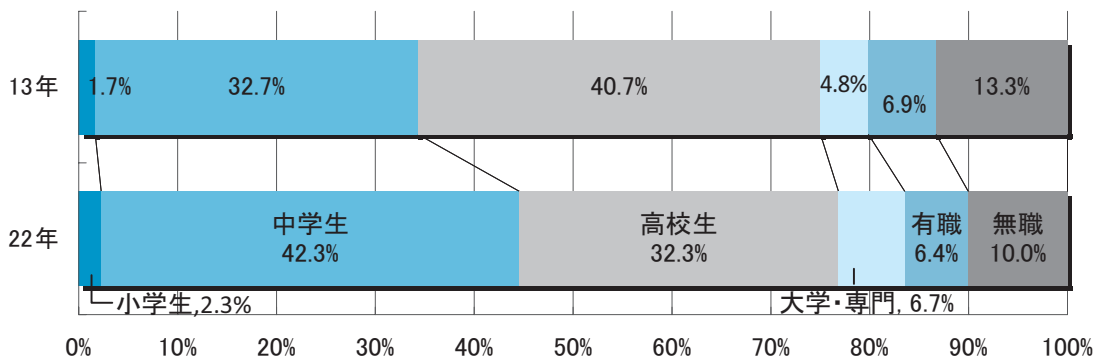
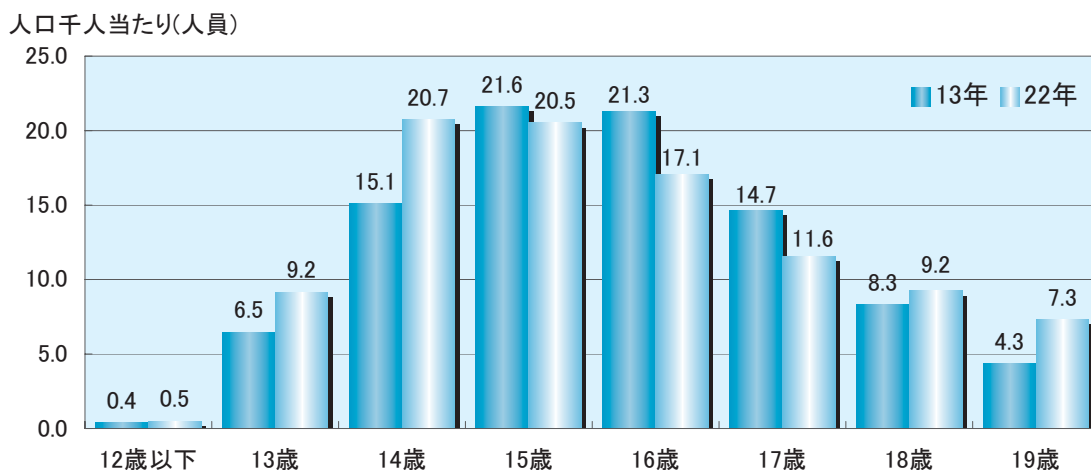


図24 刑法犯少年の人口比の変化（平成13年・22年）

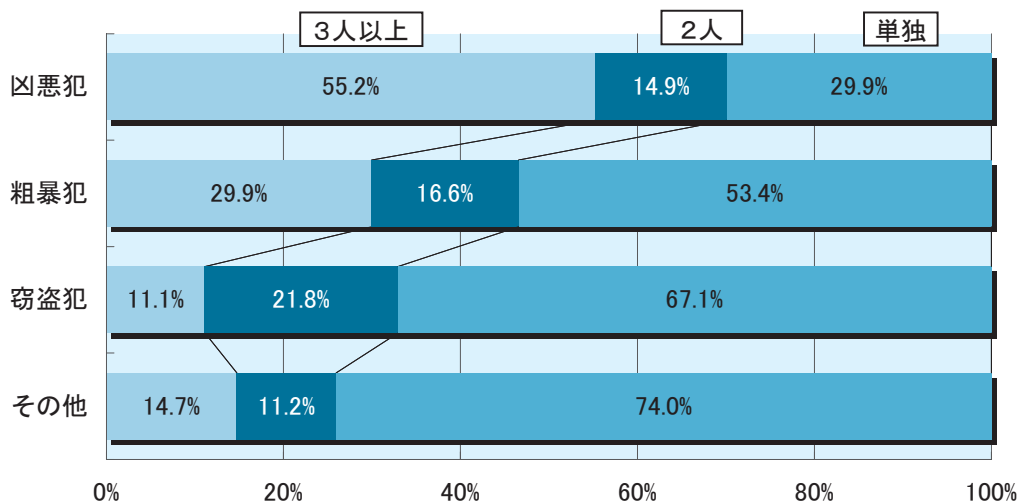


(2) 集団化

犯罪少年では、凶悪・粗暴犯ほど、集団化の傾向が顕著となっています。

図25

図25 3人以上のグループによる犯行の割合（平成22年）



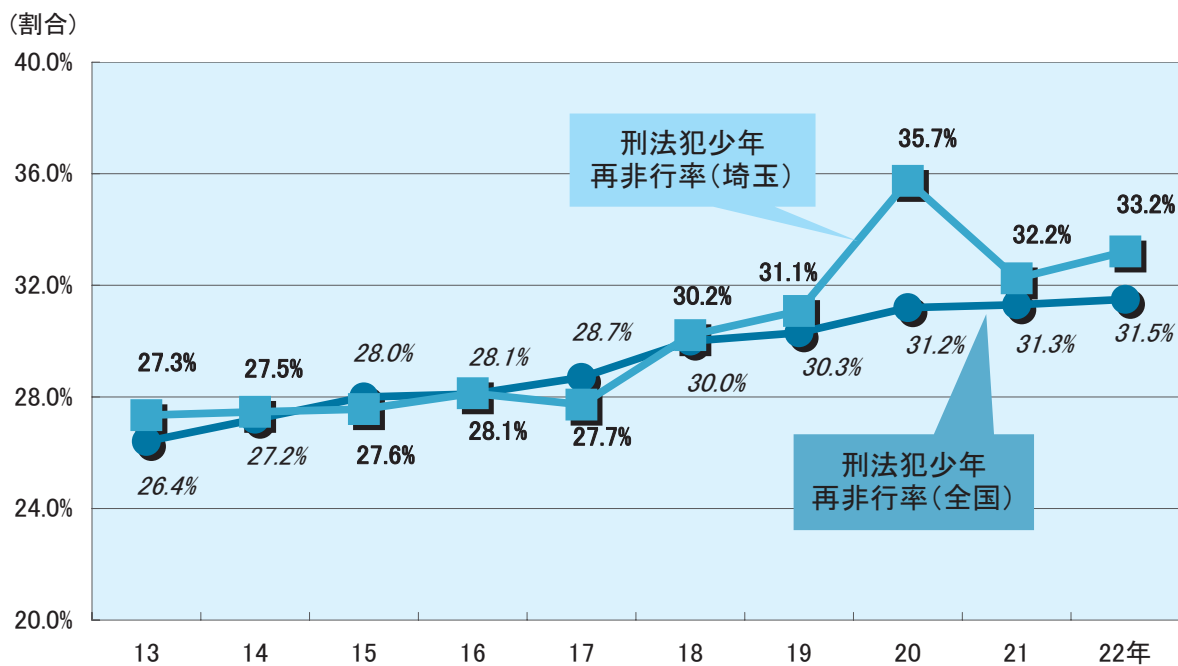
注) その他は、占有離脱物横領、住居侵入、詐欺、強制わいせつ等をいう。

(3) 再非行化

かつて非行を犯した少年による犯行は増加傾向にあり、平成22年は、刑法犯少年（触法少年を含まない。）の33.2%が再非行を犯しています。

また、全国の少年の再非行率と比べ、本県は1.7ポイント高い値を示しています。

図26 全国の再非行率と本県の再非行率（刑法犯）

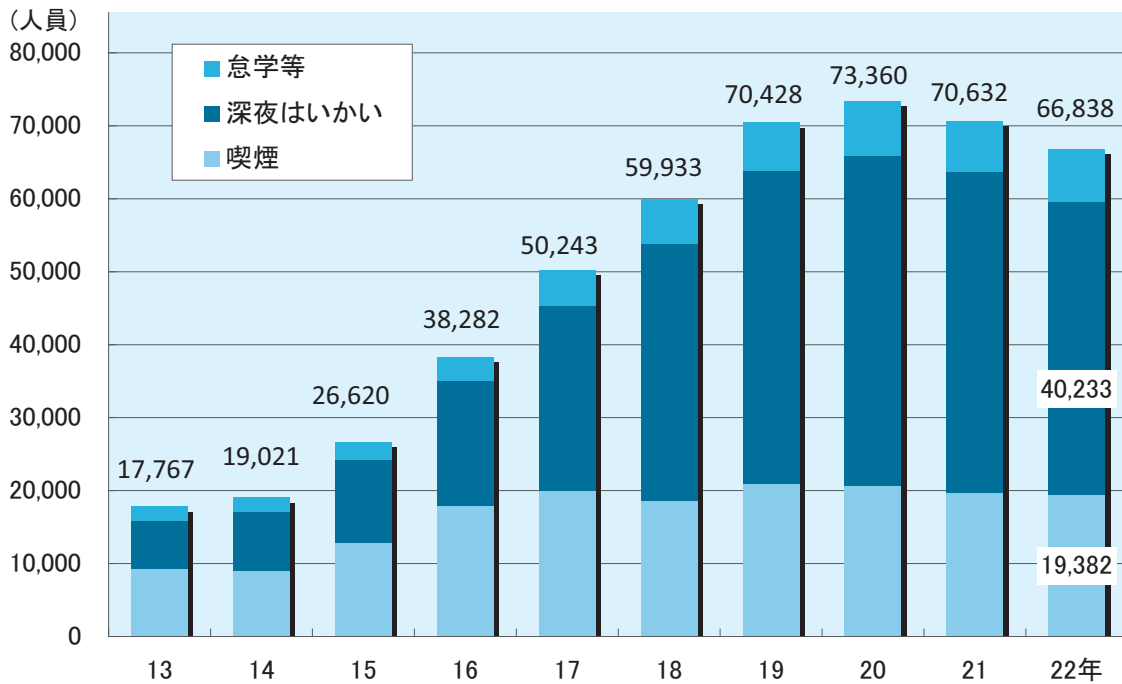


4 犯罪につながる問題行動

(1) 不良行為

不良行為で補導された少年は、平成19年以降7万人前後と高水準にあります。平成22年は、66,838人の少年を補導し、そのうち最も多い不良行為は深夜はいかいで、全体の60.2%を占めています。 図27

図27 行為別補導人員の推移（平成13年～22年）

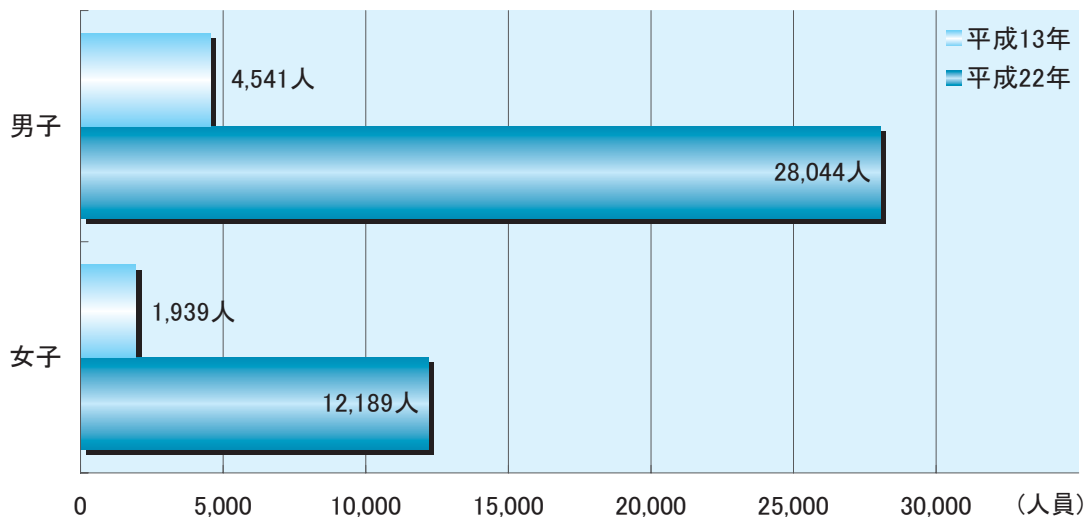


深夜はいかいで補導された少年を男女別にみると、平成22年は男子28,044人（69.7%）、女子12,189人（30.3%）となっています。

また、平成13年と比較すると、男子は6.1倍、女子は7.3倍にあたります。

図28

図28 深夜はいかいの比較（平成13年・22年）



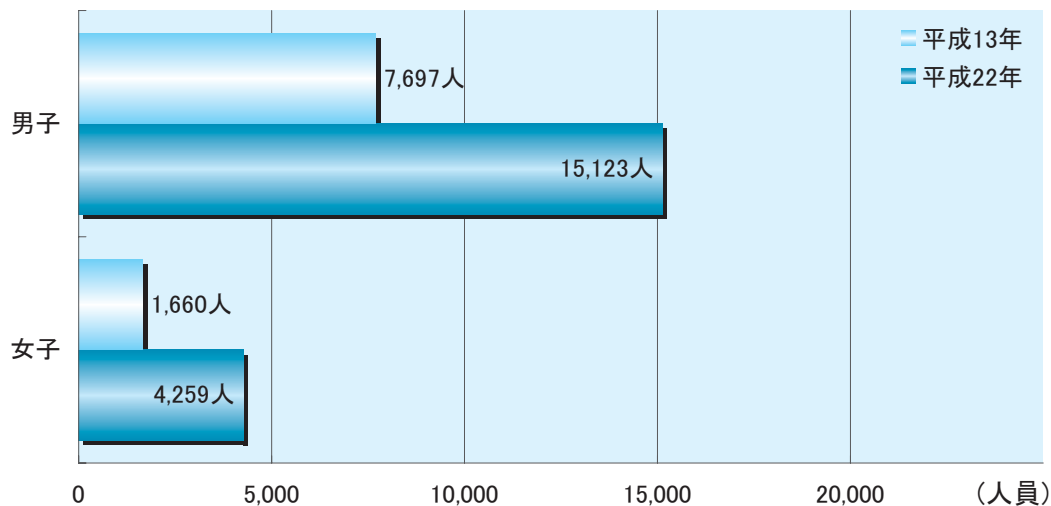
(2) 喫煙

喫煙で補導された少年を男女別にみると、平成22年は男子15,123人（78.0％）、女子4,259人（22.0％）となっています。

また、平成13年と比較すると、男子は1.9倍、女子は2.6倍にあたります。

図29

図29 喫煙の比較（平成13年・22年）



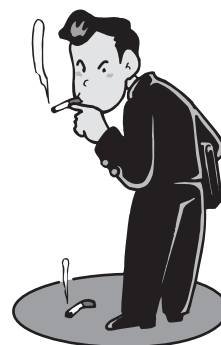
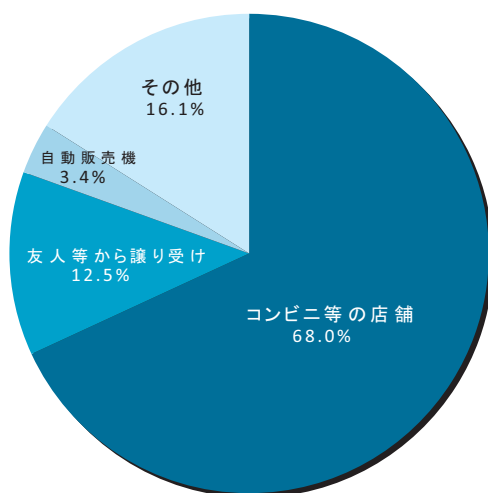
喫煙で補導された少年は、ここ数年2万人前後で推移しています。

図27

少年のたばこの入手先は、コンビニ等の店舗が約7割を占めています。

図30

図30 たばこの入手先



コラム ～少年補導員の声～

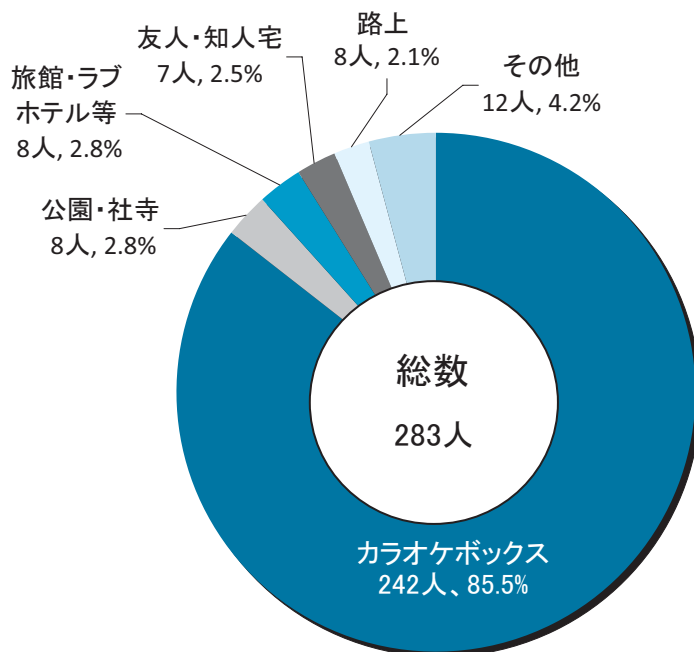
私たちは、カラオケ店やファーストフード店、ゲームセンター等を巡回し、街頭補導活動を行っています。毎日のように会い、その度に煙草を持っている少年もあり、注意しても「ウザい」等と暴言を吐かれることもしばしばあります。しかし、補導して顔見知りとなった少年から、笑顔で「煙草をやめたよ」と話し掛けられたこともあり、声を掛け続けてきて良かったと思っています。

これからも、我が子に接するように親身になり、少年たちに声を掛け続けていきたいと思っています。

(3) 不健全性的行為

平成22年に、不健全性的行為（性交等）で補導された少年は283人で、補導場所はカラオケボックスが最も多く、全体の85.5%でした。 [図31](#)

図31 不健全性的行為の場所別状況（平成22年）

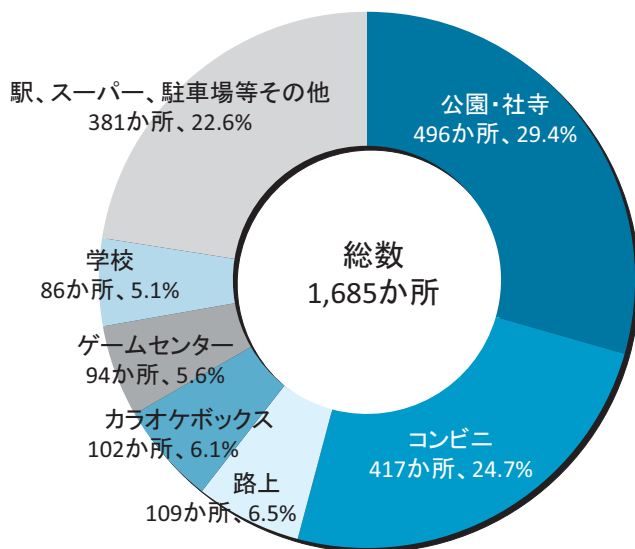


(4) たまり場

喫煙や飲酒等は、少年のたまり場となっている公園やコンビニなどで行われています。

県警察では、県内1,685か所のたまり場を把握しており、同所での重点的な補導活動を展開しています。 [図32](#)

図32 警察が把握している県内のたまり場



5 市町村別にみる少年犯罪

(1) 居住地別検挙状況（平成22年中）

刑法犯少年（犯罪少年）の検挙人員

●さいたま市

区名	刑法犯少年	(人)
1 南区	131	
2 緑区	114	
3 見沼区	106	
4 桜区	105	
5 岩槻区	104	
6 北区	86	
7 大宮区	58	
7 浦和区	58	
9 西区	41	
10 中央区	31	
計	834	

刑法犯少年（犯罪少年）の人口比

順位	区名	人口比	少年人口1,000人当たり (人)
1	桜区	18.3	
2	岩槻区	16.7	
3	緑区	15.9	
4	南区	13.0	
5	見沼区	11.2	
6	北区	10.4	
7	大宮区	10.2	
8	西区	8.8	
9	浦和区	6.7	
10	中央区	6.5	

●市 部

順位	市名	刑法犯少年	(人)
1	川口市	409	
2	所沢市	257	
2	越谷市	257	
4	春日部市	226	
5	川越市	214	
6	草加市	211	
7	上尾市	157	
8	久喜市	156	
9	狭山市	141	
10	熊谷市	140	
11	新座市	132	
12	入間市	127	
13	戸田市	120	
14	三郷市	112	
15	朝霞市	103	
16	行田市	98	
17	深谷市	97	
17	加須市	97	
19	坂戸市	82	
20	東松山市	78	
21	八潮市	77	
22	本庄市	76	
23	富士見市	74	
24	吉川市	69	
24	桶川市	69	
26	飯能市	66	
27	志木市	64	
28	鴻巣市	63	
29	幸手市	62	
30	北本市	57	
31	鳩ヶ谷市	56	
32	蕨市	55	
33	ふじみ野市	52	
33	羽生市	52	
35	鶴ヶ島市	50	
36	日高市	46	
37	和光市	44	
38	秩父市	37	
39	蓮田市	33	

順位	市名	人口比	少年人口1,000人当たり (人)
1	久喜市	35.9	
2	加須市	20.9	
3	幸手市	20.1	
4	行田市	18.4	
4	鳩ヶ谷市	18.4	
6	戸田市	17.9	
7	吉川市	17.4	
8	志木市	16.8	
9	八潮市	16.4	
10	草加市	16.2	
10	春日部市	16.2	
12	狭山市	15.9	
13	桶川市	15.8	
14	蕨市	15.7	
15	本庄市	15.1	
16	新座市	15.0	
17	三郷市	14.9	
18	川口市	14.8	
18	日高市	14.8	
18	坂戸市	14.8	
18	羽生市	14.8	
22	朝霞市	14.4	
23	越谷市	14.0	
24	東松山市	13.9	
25	入間市	13.6	
26	所沢市	13.5	
26	北本市	13.5	
28	富士見市	13.1	
29	鶴ヶ島市	12.7	
30	和光市	12.4	
31	飯能市	12.2	
31	上尾市	12.2	
33	川越市	11.1	
33	熊谷市	11.1	
35	深谷市	10.9	
36	蓮田市	10.0	
37	ふじみ野市	8.8	
38	鴻巣市	8.3	
38	秩父市	8.3	

注1 各市町村の人口は、平成22年1月1日現在における埼玉県町（丁）字別人口調査による。

注2 人口比とは、14歳から19歳の少年1,000人当たりの検挙人員をいう。

刑法犯少年（犯罪少年）の検挙人員

刑法犯少年（犯罪少年）の人口比

●町村部

順位	町村名	刑法犯少年	(人)				
			10	20	30	40	50
1	伊奈町	48					
2	寄居町	43					
3	杉戸町	42					
4	三芳町	41					
4	松伏町	41					
6	吉見町	34					
7	毛呂山町	32					
8	白岡町	30					
9	上里町	29					
10	宮代町	25					
11	小川町	24					
12	嵐山町	22					
13	滑川町	10					
13	神川町	10					
15	旧鷲宮町	8					
15	越生町	8					
17	旧菖蒲町	7					
17	美里町	7					
19	小鹿野町	5					
20	旧栗橋町	4					
20	横瀬町	4					
20	ときがわ町	4					
23	鳩山町	3					
23	川島町	3					
23	長瀨町	3					
26	旧騎西町	2					
26	旧北川辺町	2					
26	東秩父村	2					
29	皆野町	1					

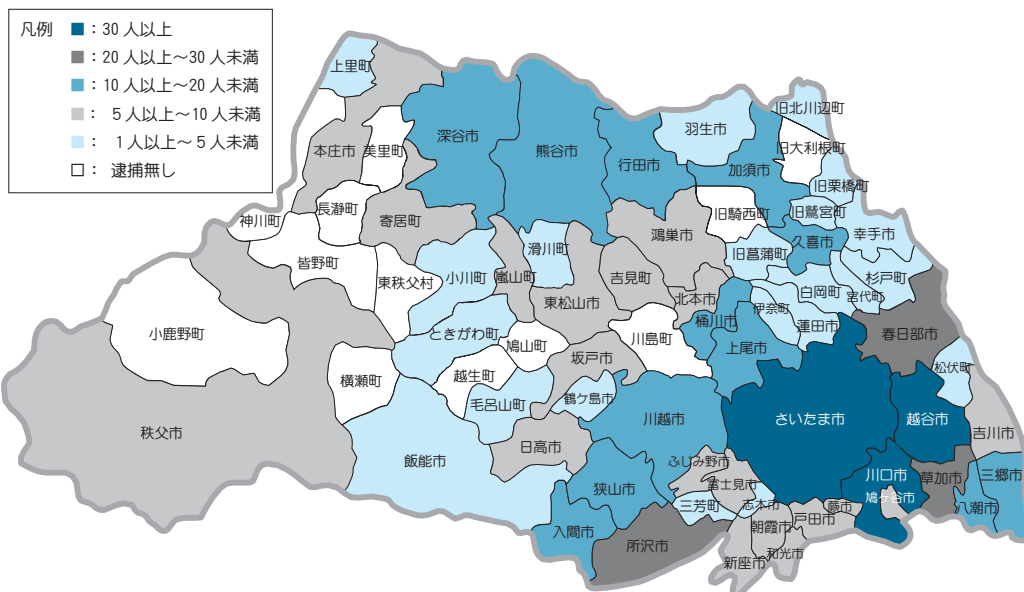
順位	町村名	人口比	少年人口1,000人当たり (人)				
			5	10	15	20	25
1	伊奈町	21.6					
2	嵐山町	21.2					
3	吉見町	21.1					
4	松伏町	19.8					
5	三芳町	18.9					
6	寄居町	17.7					
7	杉戸町	15.2					
7	毛呂山町	15.2					
9	上里町	13.9					
10	宮代町	13.6					
11	滑川町	12.3					
12	小川町	10.9					
13	神川町	9.8					
14	白岡町	9.6					
15	越生町	9.5					
16	東秩父村	9.0					
17	美里町	8.8					
18	横瀬町	6.3					
19	長瀨町	6.0					
20	旧菖蒲町	5.8					
20	小鹿野町	5.8					
22	ときがわ町	4.8					
23	旧鷲宮町	3.7					
24	鳩山町	3.6					
25	旧北川辺町	2.2					
25	旧栗橋町	2.2					
27	川島町	2.1					
28	皆野町	1.6					
29	旧騎西町	1.5					

注1 各市町村の人口は、平成22年1月1日現在における埼玉県町（丁）字別人口調査による。

注2 人口比とは、14歳から19歳の少年1,000人当たりの検挙人員をいう。

注3 検挙された少年がない町村を除く。

(2) 居住地別逮捕状況（平成22年中）



●市部

順位	市名	逮捕人員	(人)			
			10	20	30	40
1	川口市	42				
2	越谷市	39				
3	草加市	28				
4	春日部市	25				
5	所沢市	24				
6	上尾市	18				
7	入間市	17				
8	深谷市	16				
8	熊谷市	16				
10	久喜市	15				
10	三郷市	15				
12	行田市	13				
12	桶川市	13				
12	川越市	13				
15	狭山市	12				
16	加須市	11				
17	八潮市	10				
18	吉川市	9				
19	新座市	8				
19	北本市	8				
19	秩父市	8				
19	蕨市	8				
19	東松山市	8				
19	富士見市	8				
25	鴻巣市	6				
25	日高市	6				
25	戸田市	6				
25	本庄市	6				
25	ふじみ野市	6				
30	朝霞市	5				
30	鳩ヶ谷市	5				
30	和光市	5				
30	坂戸市	5				
34	鶴ヶ島市	4				
34	幸手市	4				
34	志木市	4				
37	羽生市	3				
38	飯能市	2				
39	蓮田市	1				

●さいたま市

順位	区名	逮捕人員	(人)		
			5	10	15
1	桜区	19			
2	緑区	12			
3	南区	11			
3	北区	11			
5	大宮区	6			
6	中央区	5			
6	岩槻区	5			
8	浦和区	4			
9	西区	3			
9	見沼区	3			
	計	79			

町村名	逮捕人員	(人)		
		2	4	6
1	嵐山町	6		
1	吉見町	6		
3	寄居町	5		
4	上里町	4		
4	三芳町	4		
6	伊奈町	3		
7	小川町	2		
7	滑川町	2		
7	白岡町	2		
10	杉戸町	1		
10	旧菫蒲町	1		
10	宮代町	1		
10	旧鷺宮町	1		
10	旧栗橋町	1		
10	ときがわ町	1		
10	毛呂山町	1		
10	旧北川辺町	1		
10	松伏町	1		

注) 逮捕された少年がない町村を除く。

II 少年の福祉を害する犯罪

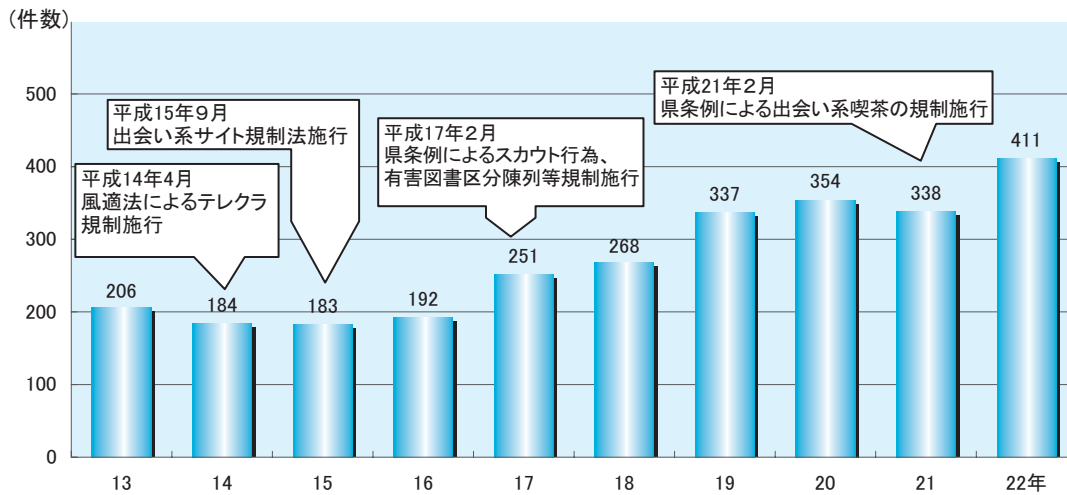
1 少年の福祉を害する犯罪

(1) 検挙状況

国民生活は、政治経済の変化と発展を背景に、大きく変貌を遂げ、少年の福祉を害する行為も、社会の変化に伴い次々と新たな形態が出現して、その都度新たな法令が作られてきました。

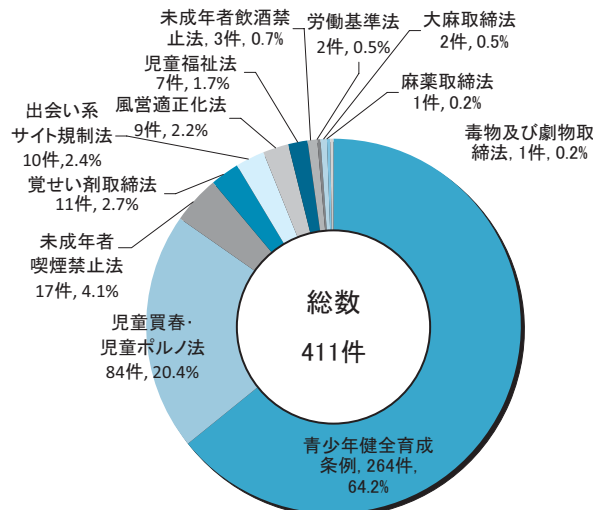
最近では、携帯電話やインターネットを使って、少年が安易に「出会い系サイト」等にアクセスした結果、性犯罪などの福祉犯の被害者になったり、インターネット上に児童ポルノが流出して回収が不可能になるなど、極めて深刻な状況にあります。 [図33](#)

図33 福祉犯の検挙件数の推移（平成13年～22年）



平成22年の福祉犯罪の検挙は411件で、青少年健全育成条例違反（264件）と児童買春・児童ポルノ禁止法違反（84件）が全体の84.6%を占めました。 [図34](#)

図34 法令別検挙状況（平成22年）



(2) 児童ポルノ事犯

児童ポルノは、児童の人権を著しく踏みにじる行為であり、自分の力で自分の権利を守れない弱い立場にある児童に対する人権侵害です。

平成22年の児童ポルノ事犯の検挙件数は47件、検挙人員は21人、被害児童は22人でした。

警察では、児童ポルノ事犯に対する取締りの徹底を図るとともに、児童ポルノの流通防止や被害児童の支援等に取り組んでいます。

主な検挙事例

○ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件

男児ポルノ専門のホームページを開設し、募集した男児モデルにわいせつな行為をした上、児童ポルノを製造・販売していた被疑者8人を検挙し、被害児童17人を保護した。

(少年捜査課、川越署)

○ 青少年健全育成条例違反及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件

女子中・高校生の下着モデルを募集し、わいせつ行為をした上、児童ポルノを製造し、女性用下着と合わせてアダルトショップに販売していた男を検挙し、被害児童20人を保護した。

(少年捜査課、東松山署)

2 被害少年

(1) 福祉犯被害少年

福祉犯罪の被害に遭った少年は382人で、被害少年全体の78.7%が中・高校生となっています。また、被害少年のうち80.4%を女子が占めています。 [図35](#) [図36](#)

図35 被害少年の学職別状況
(平成22年)

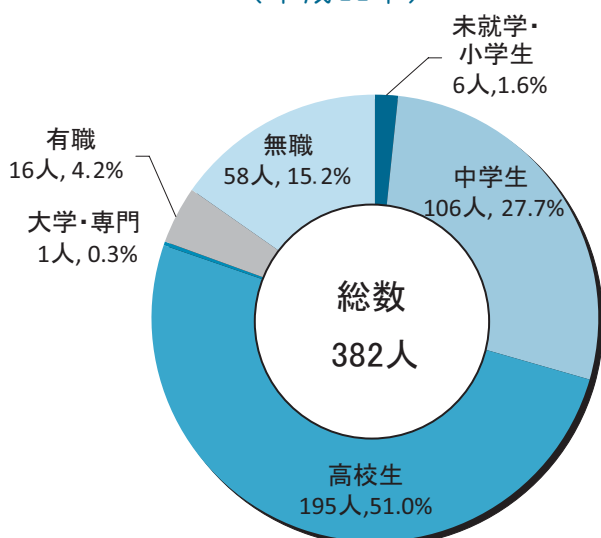
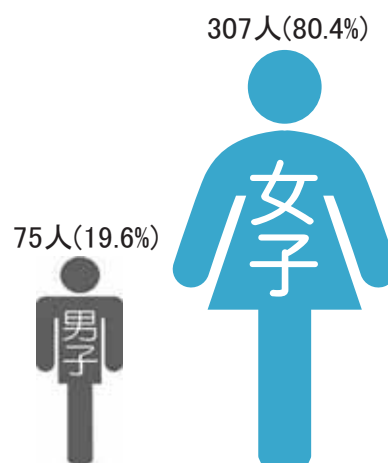


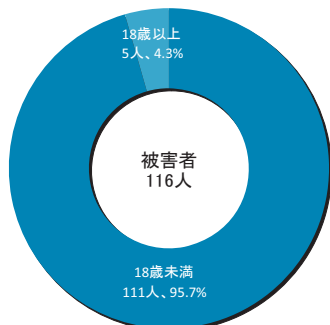
図36 被害少年の男女別状況
(平成22年)



(2) 出会い系サイト等に関係した事件の検挙状況

インターネットの出会い系サイト等を利用して被害にあった者の95.7%が18歳未満の少年でした。犯罪被害に遭う場合が多く危険なので、安易に利用しないようにすることが大切です。 [図37](#)

図37 被害者の状況（平成22年）



出会い系サイトが被害の入口になるケースが多発したことから、その規制が厳しくなりました。ところが最近では、厳しくなった規制を逃れようと携帯電話等で手軽に利用できるSNS（注）やコミュニティサイト等のような出会い系サイト以外のサイトを悪用した犯罪が多く発生しています。

平成22年は、出会い系サイト以外で検挙した件数は112件となっており、全体の80.6%を占めました。 [図38](#)

検挙した罪名は、青少年健全育成条例違反による検挙が77件（55.4%）と半数を越えており、次いで児童買春・児童ポルノ法が41件（29.5%）となっています。 [図39](#)

注）SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：サイト内で趣味や居住地等を通じてコミュニケーションができるサイトのことで、会員同士でメッセージ交換ができるメール機能がある。（ゲームサイトも含む）

図38 出会い系サイト等に関係した事件の検挙件数（平成22年）

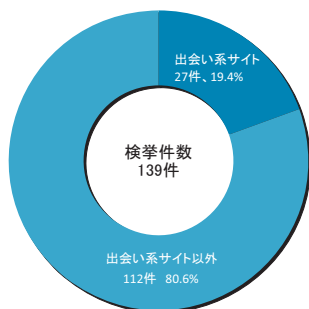
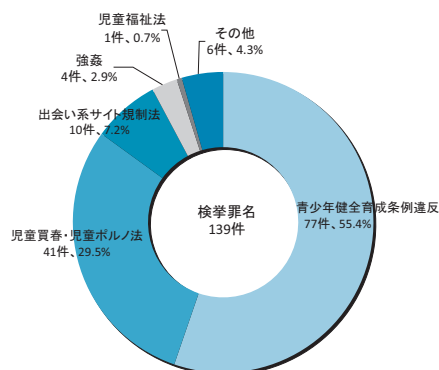


図39 検挙罪名（平成22年）



コラム ～フィルタリングサービスの利用は保護者の責務～

フィルタリングは、子どもたちに見せたくない有害な情報が含まれるサイトを画面に表示させないように制限する機能です。

子どもたちを携帯電話利用による犯罪被害から守るためには、フィルタリングサービスを利用するとともに、携帯電話を利用する場合のルール作りを親子で話し合い実行させることが大切です。

警察では、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリング100%普及を目指した取組みを推進しています。

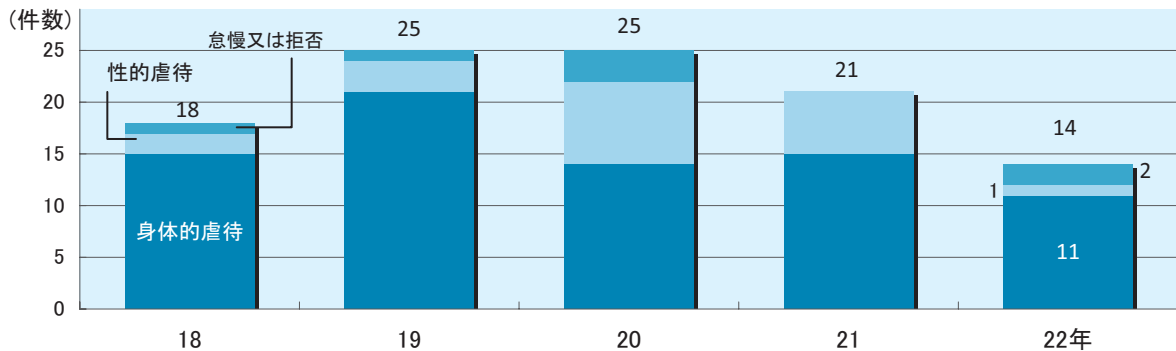
3 児童虐待

平成22年、児童虐待の検挙は14件で、このうち71.4%が傷害などの身体的虐待でした。 図40

県警察では、児童虐待から子どもを守るために、「児童の安全の確認」及び「児童の安全の確保」を最優先とした活動を行なっています。

さらに、児童相談所をはじめとする関係機関等との情報交換や連携を推進しており、児童の生命・身体の保護に対する取組みを推進しています。

図40 事件として検挙した児童虐待事案の推移



児童虐待とは

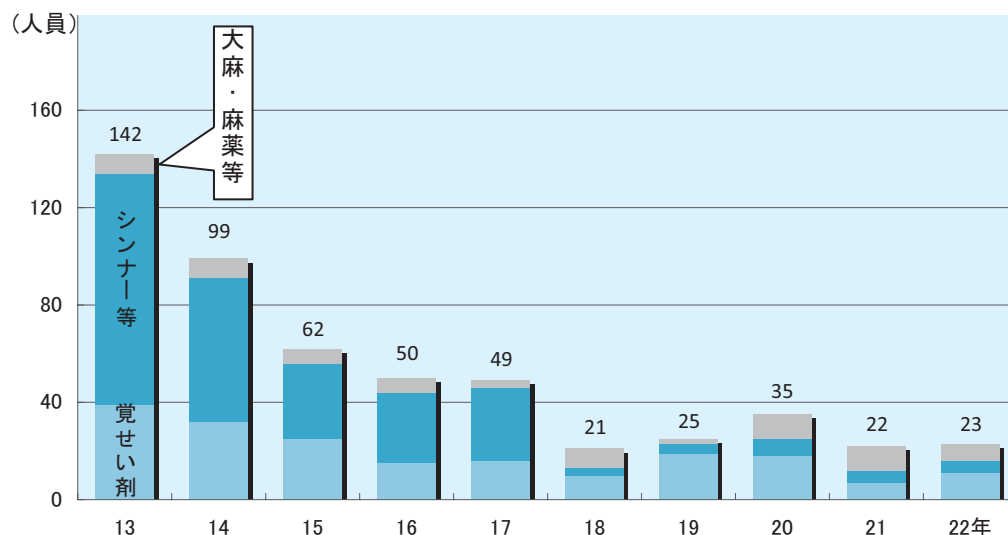
保護者がその監護する児童（18歳未満）について次の行為を行うことをいいます。

- ① **身体的虐待** 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - 殴る、蹴る、首を絞める
 - 激しく揺さぶる
 - 熱湯をかける、溺れさせる
 - たばこの火を押しつける ……など
- ② **性的虐待** 児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること
 - 児童への淫行
 - 性的行為の強要
 - 性器や性交を見せる
 - 児童ポルノの被写体になる ……など
- ③ **怠慢・拒否（ネグレクト）** 児童の心身に正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること
 - 適切な食事を与えない
 - 乳幼児を家に残したまま外出する
 - 衣服や室内を長時間不衛生なままにする
 - 乳幼児を車中に残したままにする ……など
- ④ **心理的虐待** 児童に対する著しい暴言や拒絶的な対応、児童の目前での配偶者に対する暴力（DV）など、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
 - 他の兄弟との著しく差別した扱い
 - 言葉による脅かし
 - 無視したり拒否的な態度を示す
 - 児童の前で家族などに暴力を繰り返す ……など

4 少年の薬物乱用

覚せい剤等の薬物乱用により検挙された少年は、平成13年以降、平成18年まで減少傾向にありましたが、平成19年以降は増加に転じ、平成20年には35人と増加しました。その後の平成21年と22年は20人台で推移しています。[図41]

図41 検挙された薬物乱用少年の推移（平成13年～22年）



5 子どもに対する声かけ事案

平成22年、子どもに対する声かけ事案(注)は1,361件発生しており、前年と比べ421件(44.8%)増加しています。[図42]

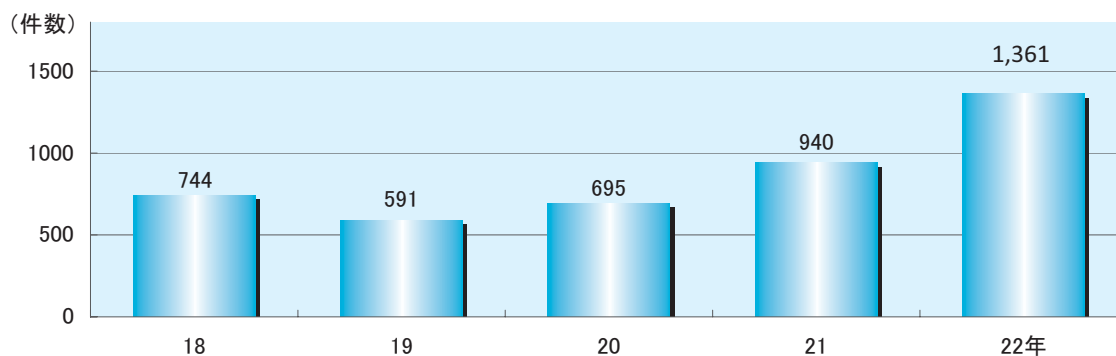
声かけ事案は、下校・帰宅時間帯に集中して発生しています。

子どもたちには、被害を防ぐ方法として

- 大声をあげる
- 防犯ブザーを使用する
- 「子ども110番の家」に避難する

などを繰り返し教える必要があります。

図42 子どもに対する声かけ事案の認知件数



注) 声かけ事案の定義：18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手を掛ける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆としてとらえられる事案をいう。

Ⅲ 総合的な少年非行防止対策の推進

1 少年相談活動

県警察では、少年や保護者等から非行問題やいじめなどの悩み事や困りごとの相談を受け付けています。心理学の専門知識を有する職員と少年非行問題を取り扱った経験豊富な職員を配置し、親身に指導・助言を行っています。



《少年サポートセンターにおける少年相談》

○ 親子カウンセリング

親子に対するカウンセリングは臨床心理士の資格を有する専門職員が行います。特に少年には心理テストを実施し、その結果に基づいて指導助言を行っています。

○ ヤングメール

少年からの相談に気軽に対応できるように、メールによる相談も行っています。

※ 少年相談の受付に関する詳細は、本書30ページに掲載されています。

コラム ～ ある母親の声 ～

小学生の息子がスーパーで万引きをするようになり、きつく叱るとその時は落ち着くのですが、しばらくするとまた万引きを繰り返すため、困り果てて少年サポートセンターに相談しました。

最初は、臨床心理士の先生から今までの子育てを責められるのではないかと不安でしたが、実際には逆に私たち夫婦の苦労を労っていただき、気持ちがとても楽になりました。

息子に対する面接と心理テストの結果から、「こころの中に不満が溜まり、衝動的に行動している」と説明を受け、勉強面での負担が大きいことが万引きの引き金になっていることが理解できました。

アドバイスをもとに、通わせていた複数の塾を減らし、無理のない学習環境を整えたところ、万引きはなくなりました。

今まで、夫婦間で子育てについて意見が異なっていましたが、今ではお互いに協力するようになっていきます。

2 街頭補導活動

少年非行を防止し、健全な育成を図るためには、非行に至らない早い段階で適切に対処することが重要です。

県警察では、少年たちを犯罪から守り、または少年に犯罪を起こさせないため、少年が集まりやすい繁華街や娯楽施設、学校周辺、公園等において、地域のボランティアの方々と共同で街頭補導活動を実施しています。



3 規範意識を醸成する活動

(1) 非行防止教室

少年の規範意識を高めるため、県内の小・中・高校において、警察本部少年課非行防止指導班「あおぞら」と各警察署の警察職員が、万引きや暴力根絶などの非行防止教室、覚せい剤などに手を染めないための薬物乱用防止教室のほか、不審者から身を守るための防犯教室を実施しています。



コラム ～ 「あおぞら」勤務員のひとりごと ～

青空のように「青く澄んだ広い心を持った少年の育成」を目指して命名された私たち「あおぞら」は、少年の規範意識を醸成するため、小学校低学年から各年代に応じた非行防止教室を行っています。

教室に参加した生徒や保護者、先生から数多くの激励を受けながら、今日も学校へと出発します。

一人でも多くの子どもたちが犯罪の被害者や加害者にならないために、そして何よりも子どもたちから笑顔が消えないために・・・。

(2) 社会参加・立ち直り支援活動

少年の社会性を高め、郷土愛や友情を育てて少年の健全育成を図るため、小・中学生を対象とした「ひまわり少年クラブ」を各警察署単位で結成し、環境美化活動や福祉施設訪問等の社会参加活動を行っています。

また、非行や問題行動を繰り返している少年には、農家や保育園等における就業体験を行っています。

就業体験に参加した少年たちは、「自分の将来について真剣に考えたい」と進路を見つめ直したり、両親への感謝を表すなど、立ち直りのきっかけをつかんでいます。



(3) スクール・サポーターの活動

スクール・サポーターは、元警察官・元教員を少年サポートセンターに配置し、中学校からの要請により、教職員やPTA等と連携し、学校における生徒の問題行動に対応しており、登下校時のあいさつ指導や校内外の巡回、非行防止教室の開催など、幅広く校内の正常化に向けた支援活動を行っています。



コラム ～ スクール・サポーターのひとりごと ～

私たちが派遣される学校のほとんどは、校内での暴力行為、授業妨害などが目立ち、いわゆる普通の学校とは言えない状況にあります。

このような学校では、生徒たちへの対応、指導方針等で悩み、とても苦労されて疲れ切ってしまっている先生方が多いような気がします。

そんな中で、私たちは、その名のとおり自分たちは「学校のサポーター」であるという意識で、これまで派遣されてきた学校で行ってきた有効な対策を紹介したり、個々の先生方へのアドバイスに努めています。

具体的には、問題行動生徒への声かけ指導、校内外における巡回活動、非行防止教室などを中心に行っていますが、その私たちの活動の良いところを先生方に学んでいただき、一日も早く学校全体が正常化することを目標に頑張っています。

日本の将来を担う中学生たちが、一人でも多く健全に育つことを目指して・
・・・

(4) 少年非行防止学生ボランティア「ピアーズ」の活動

少年の兄姉世代である大学生を少年非行防止学生ボランティア「ピアーズ」として委嘱し、警察職員、少年指導委員と協働して、街頭補導活動や非行防止キャンペーン、立ち直り支援等の活動を行っています。



(5) 少年柔道剣道教室

スポーツ活動を通じて少年の健全育成を図るため、各警察署の道場を開放して、地域の小・中学生を対象とした柔道剣道教室を開催しています。

また、日ごろの稽古の成果を発揮する場として、毎年夏休み中に「埼玉県警察少年柔道剣道大会」を開催しています。



4 非行少年を生まない社会づくりの推進

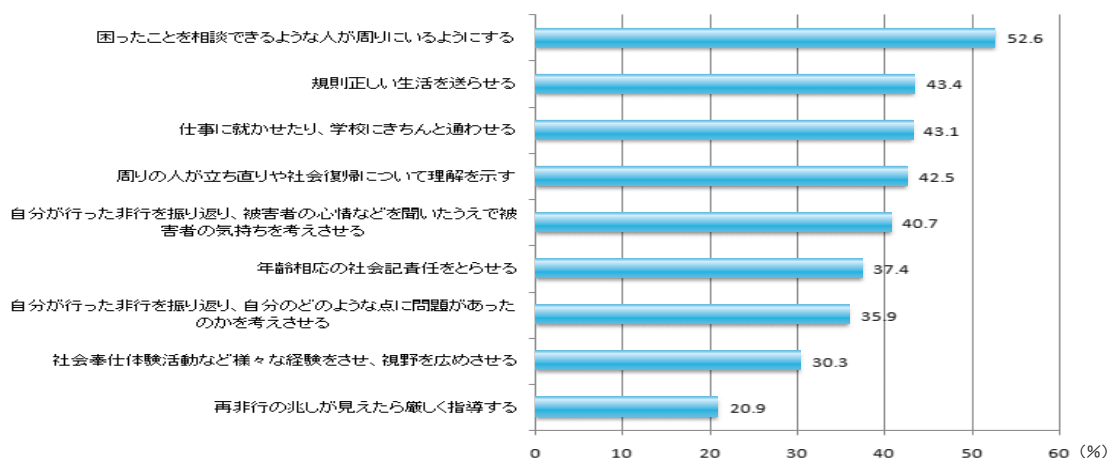
(1) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

非行を繰り返す少年やその保護者の中には、その周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状況にあるにもかかわらず、警察や関係行政機関に相談し支援を求めることのできないでいる者が相当数います。

そこで、県警察では、過去に警察において非行少年として取扱いのあった少年とその保護者に連絡を取り、必要に応じて、継続相談や社会奉仕活動、就業体験等への参加機会の確保を図るなど、個々の少年の状況に応じた支援活動を行っています。

平成22年11月に行った「少年非行に関する世論調査」では、非行少年の立ち直りに必要なこととして、「困ったことを相談できるような人が周りにいるようにする」が最も多い回答でした。

○ 非行少年の立ち直りに必要なこと（複数回答）



【少年非行の防止と立ち直り支援に関する調査結果】

※ 平成22年11月「少年非行に関する世論調査」（内閣府）による。

(2) 少年の見守り活動

少年を取り巻く地域社会の絆を強化し、少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として、厳しくも温かい目で少年を見守り、少年に対して、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えていくことが大切です。

県警察では、街頭活動における少年への積極的な声かけ、児童・生徒とその保護者に広げた非行防止教室、官民連携した万引きや自転車盗等を防止するためのキャンペーン、少年警察ボランティアによる生徒の通学時におけるあいさつ運動など、少年が地域に見守られていると実感できる取組を行っています。



5 学校その他関係機関・団体との連携

(1) 学校と警察との連携

学校と警察との連携を強化するため、県内には42の学校警察連絡協議会が設置され、児童・生徒の非行防止と健全育成に関する協議を定期的に行っています。

(2) 少年指導委員

少年の健全育成に深い理解と熱意のある方々を少年指導委員として公安委員会が委嘱し、少年を有害な風俗環境の影響から守るための街頭補導や風俗営業所等への助言活動等を行っています。

また、地域ボランティアとして、子どもの規範意識を高めるために、主に小学校の低学年を対象として、寸劇や影絵などによる防犯・非行防止教室も行っています。



(3) ボランティア・アカデミー

県内において、少年の非行防止や健全育成活動を行う少年指導委員や、自治体が委嘱する少年非行防止ボランティアに対して、少年非行の実態や少年に対する声かけ要領等に関する教養講座を提供し、さらに、警察職員と協働した街頭補導活動を行っています。



(4) 埼玉県販売防犯連絡協議会

デパート、スーパーマーケット、コンビニエンス・ストア、小売店などの商業店舗で組織され、万引き防止セミナーなど万引きされない店舗・環境づくりや非行防止キャンペーン、少年健全育成県民大会の開催などの活動を行っています。



(5) 埼玉県カラオケ業防犯協力会

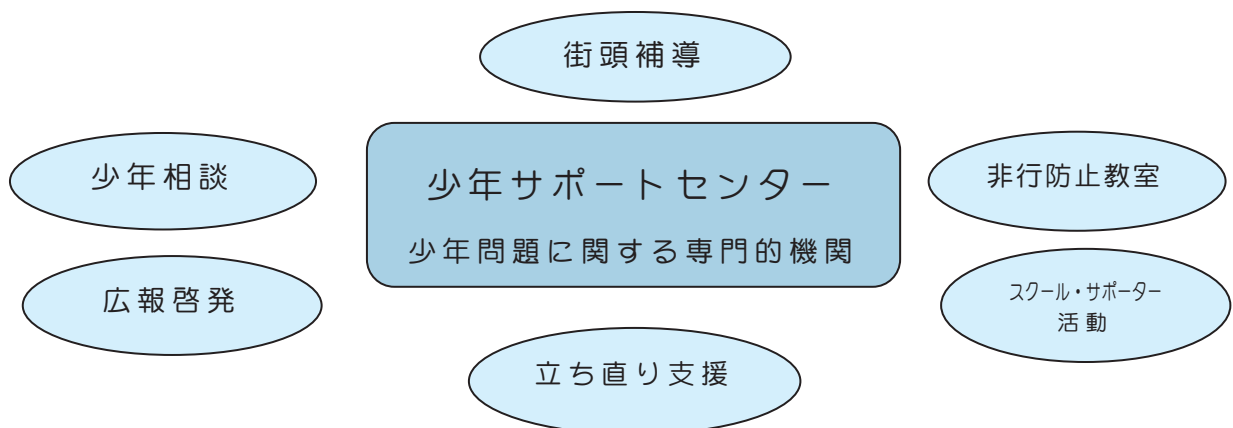
カラオケボックスが少年非行の温床とならないよう、協会に加入する店舗の管理者に対する講習会や非行防止キャンペーンを実施しているほか、少年の利用時間の制限など自主規制基準による対策を推進しています。

(6) 埼玉県コンビニエンス・ストア防犯協議会

「子ども・女性を守るコンビニ110番」の店としての活動のほか、少年への酒・たばこの販売防止活動、たまり場に関する情報提供も行っています。

～ 少年サポートセンターの活動 ～

県警察では、県内4か所に少年サポートセンターを設置し、学校、地域、家庭、その他関係機関・団体と連携し、総合的な少年非行防止対策を行っています。



少年サポートセンターのご案内

埼玉県警察少年サポートセンターでは、少年相談や親子カウンセリングをはじめ、非行防止教室、街頭補導、情報紙の発信などを行っています。

埼玉県警察 少年サポートセンター	J R 武蔵浦和駅前「ラムザタワー」3階 《相談先》 ☎ 048-865-4152 保護者 ☎ 048-861-1152 ヤングテレホン 相談日/月～土 8:30～17:15 (祝祭日除く)
少年サポートセンター 西分室	川越警察署内 【川越相談室】川越市立教育センター分室 (リベール)1階 ☎ 049-239-6598 相談日/月～金 9:00～16:00 (祝祭日除く)
少年サポートセンター 北分室	北部機動センター内(深谷市内) 【熊谷相談室】熊谷市立婦人児童館2階 ☎ 048-524-4016 相談日/月～金 9:00～16:00 (祝祭日除く)
少年サポートセンター 東分室	春日部市庄和総合支所3階 ☎ 048-718-4152 相談日/月～金 9:00～16:00 (祝祭日除く)

《ヤングメール》

※ 県警察ホームページの「110番・相談・問合せ案内」にアクセスし、「ヤングメール」をクリックしてください。
<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/>

□ 非行防止指導班「あおぞら」

小・中・高校生を対象とした

○ 非行(薬物乱用)防止教室 ○ 防犯(不審者、連れ去り等)教室
を行っています。

※「あおぞら」の派遣申請は、埼玉県警察のホームページから申請できます。

埼玉県立総合教育センターのご案内

【よい子の電話教育相談】 いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する相談をお受けします。

○ 小・中・高校生・青少年(原則として18歳まで)に関する相談

毎日24時間(いじめ問題等に対応するため、毎日24時間受け付けます)

所在地	行田市富士見町2-24
(保護者用)	☎ 048-556-0874
(子ども用)	☎ 0120-86-3192
(Eメール相談)	soudan@spec.ed.jp
(FAX相談)	☎ 0120-81-3192

めざせ！非行のない社会

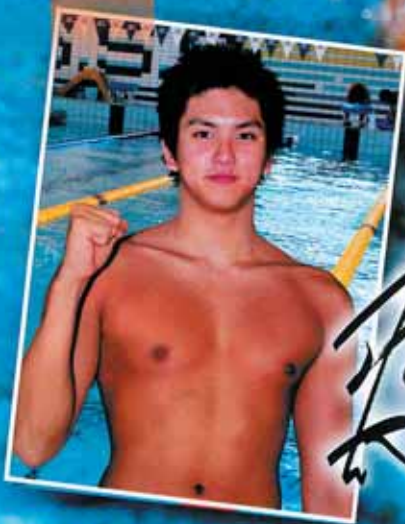
万引き

自転車盗

犯罪です

進もう！

輝かしい未来に向かって



埼玉スウィンスイミングスクール所属
古賀 淳也選手

古賀 淳也

JOC/JASF-001

埼玉県警察本部 / 埼玉県販売防犯連絡協議会 / 埼玉県警察少年非行防止ボランティア連絡協議会